

長泉町緑の基本計画（素案）

【パブリック・コメント用】

（注意）計画内容については、
頂いた意見や今後の協議により変更する可能性があります。



令和元年 12 月現在
長 泉 町

目次

第1章	はじめに	1
第2章	緑の現況	9
2-1	自然的条件	10
2-2	社会的条件	12
2-3	上位・関連計画にみるまちづくりの方向性	14
2-4	緑地の現況	17
2-5	緑化の状況	24
2-6	緑に関する住民意向	28
第3章	緑の評価と課題の整理	33
3-1	現状の緑の評価	34
3-2	計画策定に向けた課題	46
第4章	基本的な考え方と将来像	51
4-1	基本的な考え方	52
4-2	長泉町が目指す緑の将来像	53
4-3	基本方針	58
4-4	緑の目標水準	59
第5章	将来像の実現に向けた施策	63
5-1	施策の体系	64
5-2	施策の内容	66
第6章	都市公園の整備・管理・運営の考え方	83
6-1	都市公園の整備の考え方	84
6-2	都市公園の管理・運営方針	92
第7章	計画の推進に向けて	95

第 1 章 はじめに

（１）緑の基本計画とは

「長泉町緑の基本計画」は、都市緑地法第４条に基づく計画であり、町が緑地の保全や緑化の推進に関して、その目標や施策などを定める中長期的な基本計画です。

これにより、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備などの施策を総合的に進めていくことができます。また、都市緑地法などに基づいた国の支援の活用などが可能となり、施策展開の実効性が高められます。

（２）緑とは

本計画では、「都市の暮らしを支え豊かにする緑とオープンスペース」を対象とし、都市計画区域内の樹林地、農地、水辺地、公園、街路樹、工場や学校の植栽地、住宅の庭先、グラウンドなど、公共だけでなく民間も含めた空間を対象としています。

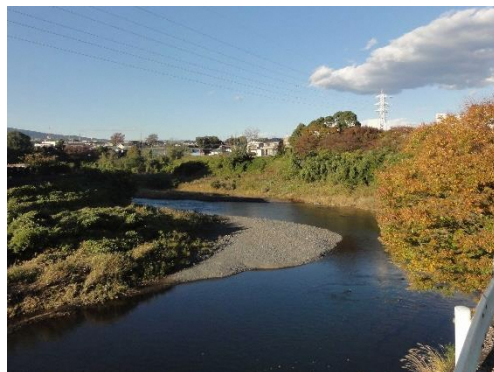
緑の保全・創出によって、生物多様性の確保にも貢献していきます。

計画の対象とする緑

樹林地、農地、草地などの自然的環境



河川、湧水地などの水面及び水辺地



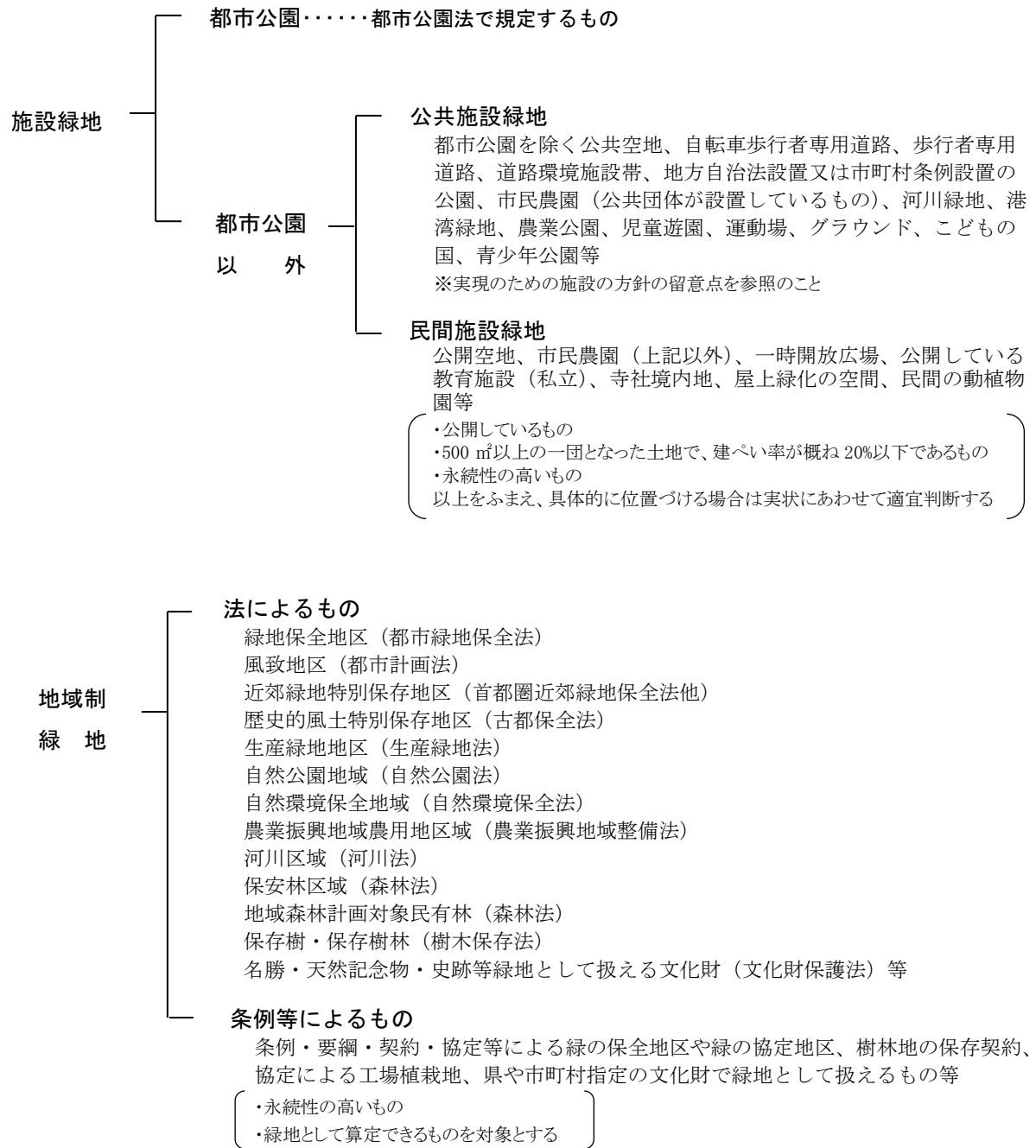
公園、道路、学校、工場、住宅など、 公共施設や民間施設で、 植物に被われている空間



持続性、公開性の高いオープンスペース



制度的には、以下のような緑地^{注1}が本計画の対象です。



- ・ 公共施設緑地：都市公園以外の公有地、又は公的な管理で公園緑地に準ずる機能を持つ施設
- ・ 民間施設緑地：民有地で公園緑地に準ずる機能を持つ施設

出典：「緑の基本計画ハンドブック」日本公園緑地協会

注1 緑地の定義（都市緑地法第3条第1項）

「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの。

（３）緑の機能

人口減少と高齢化の進行、自然災害リスクの高まり、人々の価値観の多様化などの状況下で、より一層住みやすく、持続可能な都市づくりに緑の機能の発揮が求められています。

<主な緑の機能>

都市の環境を改善する

- ・ ヒートアイランド現象の緩和
- ・ 大気浄化、騒音・振動の防止
- ・ 生物の多様性の確保

心身の健康増進をもたらす

- ・ 健康運動、子どもの遊び場の提供
- ・ 自然とのふれあいの場の提供
- ・ 地域住民の交流の場の提供

都市の安全性・防災性を高める

- ・ 震災時の避難の安全性の向上
- ・ 火災による延焼の防止
- ・ 斜面の保全、崖崩れの防止
- ・ 水害の未然防止、軽減

都市の魅力やブランドを向上する

- ・ 緑を基調とした美しい景観の形成
- ・ 中心拠点の魅力の向上、観光振興
- ・ 働く場としての快適性の向上

これらの機能は、緑をつなげてネットワークを形成することにより一層高まります。

（４）策定の背景と目的

長泉町は、愛鷹山の森林をはじめ、黄瀬川や桃沢川などの豊かな自然を有する一方で、町域の中部や南部では急速に市街化が進み、緑や水辺、オープンスペース等が失われつつあります。また、市街地内における都市公園等の面積水準が低い傾向にあります。

自然の恵みと都市の利便性・快適性が共生した都市として、これからも長泉町が持続可能な発展を遂げるためには、緑が持つ効果を十分に発揮し、計画的に都市の魅力を高めていくことが求められます。

また、地球温暖化等による気候変動や自然災害の増加、生物多様性の喪失等が進行しており、地球規模での環境保全の取組みが求められています。平成 27（2015）年には、SDGs（持続可能な開発目標）※次ページ参照が国連で定められ、本町も国際社会の一員として SDGs の考え方を理解し、目標の達成に向けて努力していく必要があります。

そこで、本町では、緑の役割や大切さを一人ひとりが理解し、行政、地域住民、民間事業者などが協力して、緑の保全、創出、育成、活用等に取り組むための総合的な計画として本計画を策定し、緑に関する取組みを進めていきます。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するため、貧困や飢餓から経済成長や気候変動に至るまで、世界が抱える様々な課題を包括的に掲げた17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。また、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなっています。

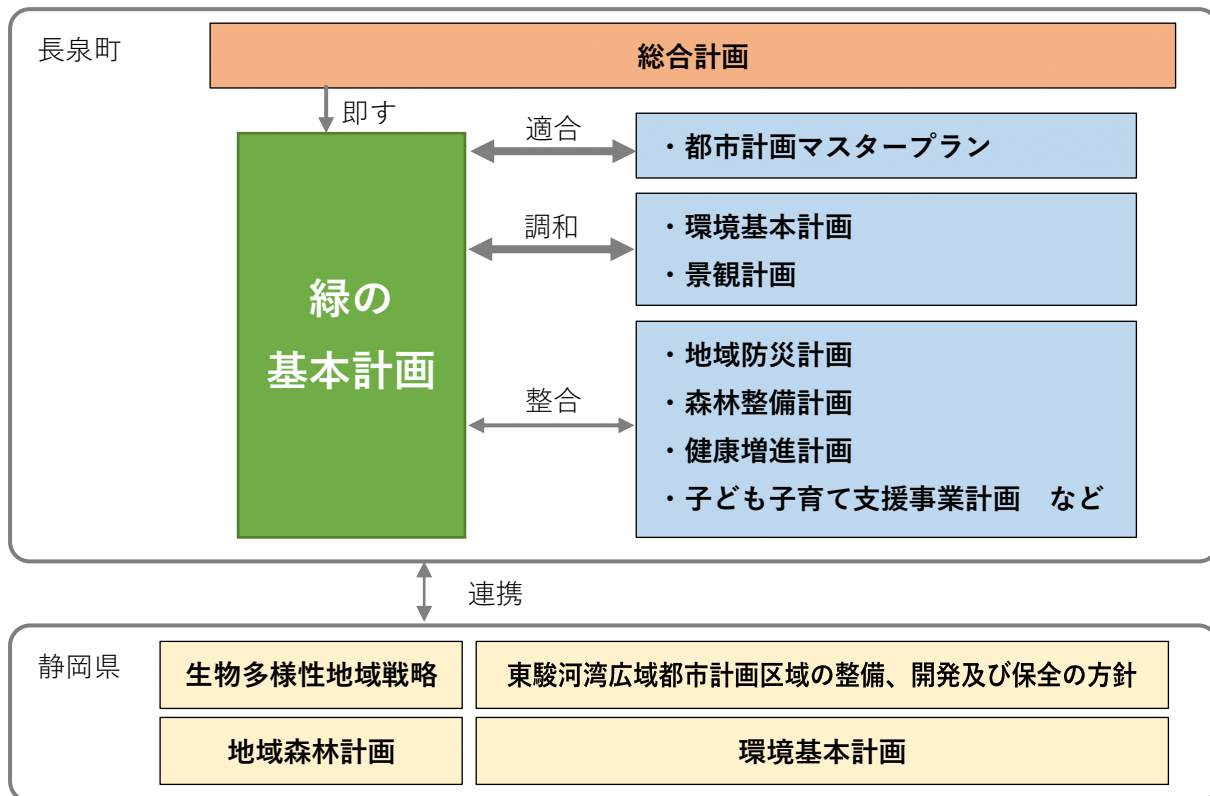


■本町の水や緑に関連する主な目標とターゲット

目標		ターゲット
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	[6.3] 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物質・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 [6.6] 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
11	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	[11.7] 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	[13.3] 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	[15.1] 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 [15.2] 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 [15.4] 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行う。 [15.5] 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 [15.9] 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

（５）計画の位置付け

本計画は「長泉町総合計画」に即した分野別計画とし、「長泉町環境基本計画」「長泉町都市計画マスタープラン」、「長泉町景観計画」やその他の関連する計画との整合や調整を図り、策定します。



（６）目標年度

計画の目標年度は、令和 22（2040）年度とし、概ね 20 年間の計画とします。
策定後は概ね 5 年ごとに施策や事業を点検し、必要に応じて計画を見直します。

< 本町の関連計画の目標年度 >

計画名	2019	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
緑の基本計画																						
総合計画																						
関連計画																						
・環境基本計画																						
・都市計画マスタープラン																						
・景観計画																						

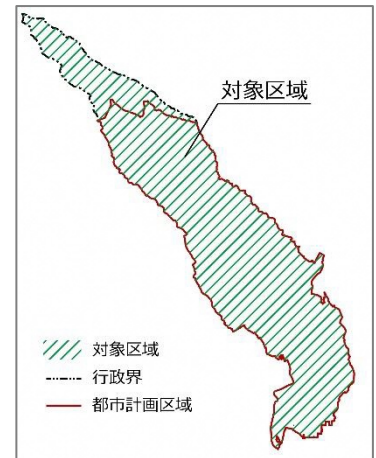
Visual representation of the timeline data from the table:

- 緑の基本計画 (Green Basic Plan):** Green arrow spanning from 2020 to 2040 (概ね 20 年間 (2020～2040)).
- 総合計画 (Comprehensive Plan):** Blue arrow from 2019 to 2020 (~2020). A dashed blue box labeled '次期計画' (Next Term Plan) spans from 2021 to 2040.
- 環境基本計画 (Environmental Basic Plan):** Blue arrow from 2019 to 2021 (~2021). A dashed blue box labeled '次期計画' (Next Term Plan) spans from 2022 to 2040.
- 都市計画マスタープラン (Urban Planning Master Plan):** Blue arrow spanning from 2018 to 2035 (概ね 20 年間 (2018～2035)).
- 景観計画 (Landscape Plan):** Blue arrow spanning from 2015 to 2040 (2015～ (必要に応じて見直し)).

（７）計画の対象区域

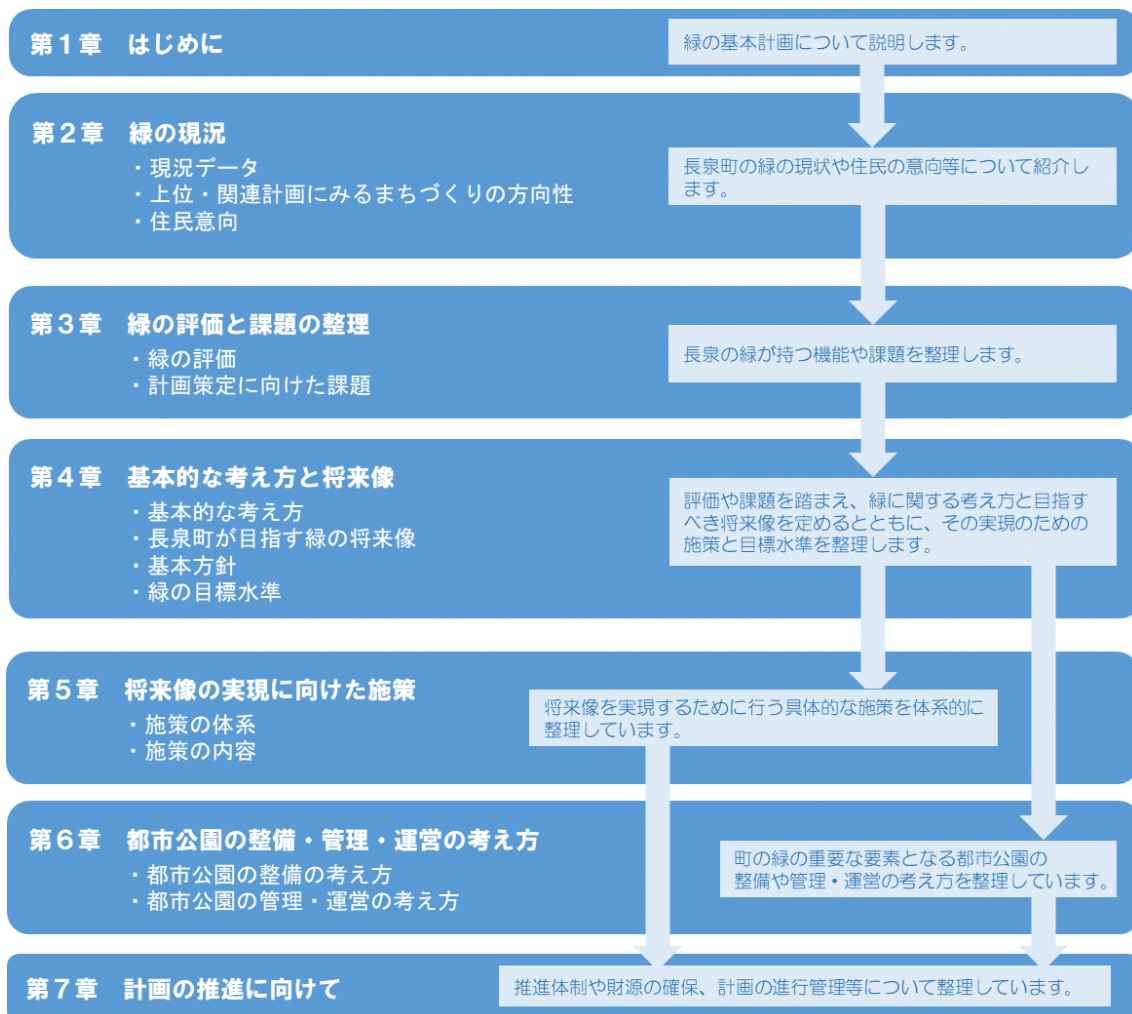
町域全域（26.6 km²）

都市緑地法では、緑の基本計画を「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施する」ための計画と定めています。しかし、本町では、都市計画区域外に広がる豊かな森林が市街地に潤いを与える緑の源となっており、自然を活かしたレクリエーションの場にもなっています。このため、本計画は、都市計画区域を基本としつつ、町域全域について緑地の保全等に関する措置を総合的に定めるものとします。ただし、緑地量の算出等にあたっては、都市計画区域のデータを活用する場合があります。



（８）計画の構成

計画の構成は、次の通りです。



第 2 章 緑の現況

2-1 自然的条件

(1) 地形

北西部に愛鷹山麓の斜面地、
南東部に扇状地や三島溶岩の台地が広がる

- ・町域の北西部に愛鷹山と山麓斜面地があり、桃沢川・梅ノ木沢川の侵食によって急な斜面を持つ谷底低地が形成されています。
- ・町域の東南部は、黄瀬川扇状地とそれを侵食してきた低地、富士山から流れてきた三島溶岩の扇状地が占めています。
- ・三島溶岩がつくった鮎壺の滝のほか、町内に伊豆半島ユネスコ世界ジオパークのジオサイトが10箇所あります。

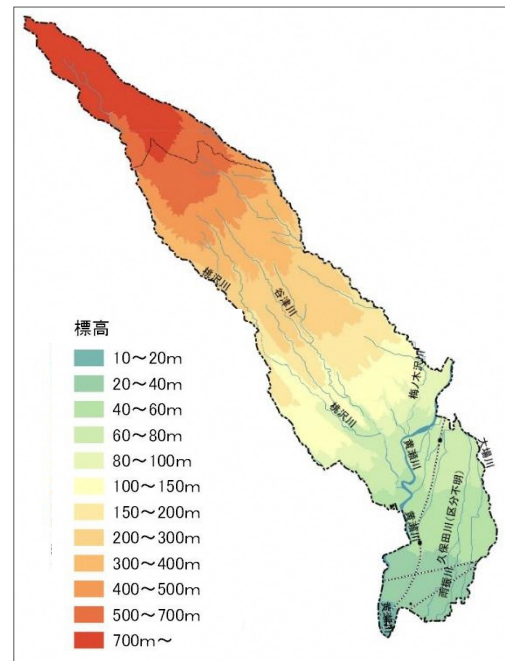


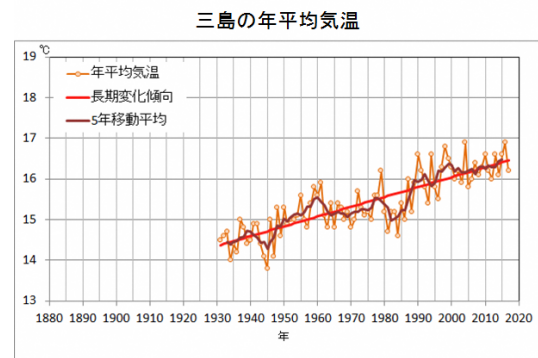
図 地形

資料：平成27年都市計画基礎調査

(2) 気候

気候は温暖で、気温は上昇傾向にある

- ・本町の年平均気温は約17℃であり、温暖な町です。
- ・1931年からの長期間の動向を見ると、三島の平均気温は、上昇傾向にあります。
- ・1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の発生する年が、5年に1回程度見られます。

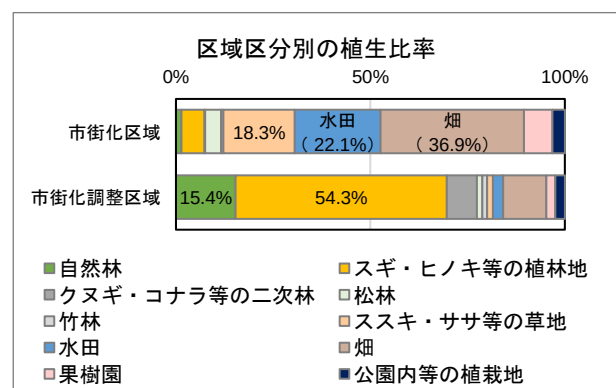


資料：静岡地方気象台

(3) 植生

山麓部にスギ・ヒノキの植林地が多く、市街地内では田畑も見られる

- ・愛鷹山地では近代に入ってヒノキの植林が積極的に行われたことから、市街化調整区域では、「スギ・ヒノキ等の植林地」が54.3%を占めています。
- ・市街化区域では、畑や水田が植生の約6割を占めており、身近な自然的環境となっています。



資料：平成27年都市計画基礎調査

（４）動植物の生息

貴重な動植物が確認されている

- ・ 学術論文などの既存資料では、町内に 1,396 種の植物と 270 種の動物が記録されています。特徴的な植物としてアシタカツツジ、マメザクラなどのフォッサマグナ要素※の植物があげられます。
- ・ 一方、「静岡県版レッドリスト・レッドデータブック」によると、本町で絶滅の可能性がある動植物として 127 種があげられています。

※火山噴出物による種の変成、隔離による分化、海洋性気候への適応により生まれたとされる植物群。

（５）緑被地の現況

北東部を中心に緑被地が広がっている

- ・ 国土数値情報の土地利用細分メッシュデータで、樹林地、草地、農地などの植物で覆われた土地及び水辺地（緑被地）の状況を見ると、町域の北東部に広がっており、都市計画区域では 1,170ha（緑被率^{注1}：約 55%）となっています。
- ・ 「森林」が最も広い範囲を占め、次いで「その他の農用地」が多い状況です。

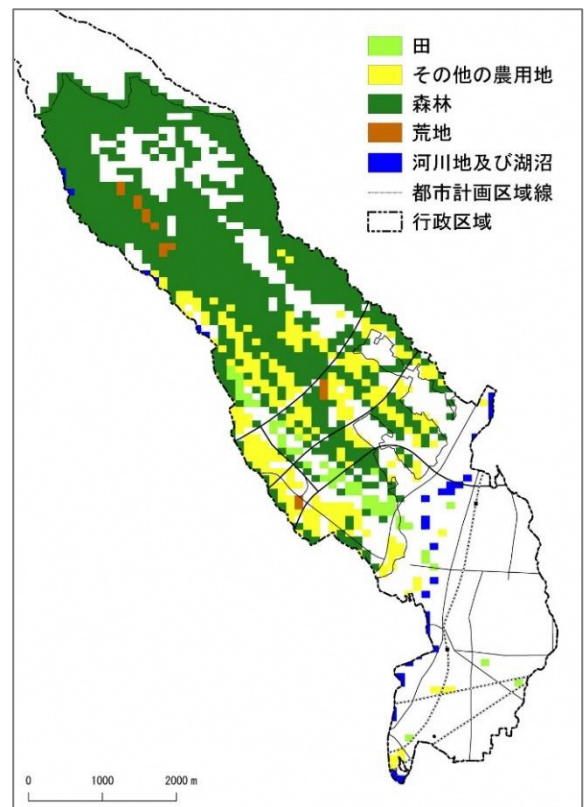


図 土地利用分類上の緑被地（2016 年度）
資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

（６）災害

町内各地に地震、水害、土砂災害等の危険な箇所がある

- ・ 地震災害について、東海地震などの大規模災害が予想されています。
- ・ 水害は中小河川で局地的に発生する傾向ですが、大河川においても今後の開発に伴い災害が発生する可能性があります。
- ・ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が 38 箇所、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が 3 箇所指定されており、降雨時や地震時に被害が発生する恐れがあります。
- ・ 下土狩地区は木造建物が密集しており、火災が発生すると延焼する危険性があります。

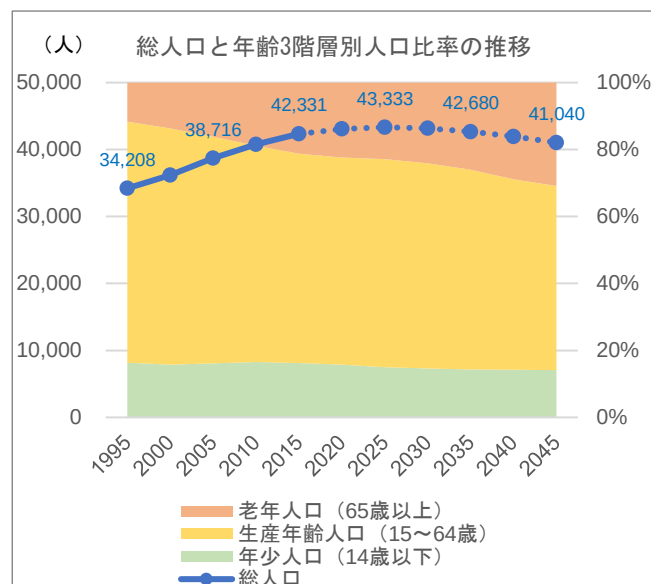
^{注1} 国土数値情報の土地利用細分メッシュデータで、樹林地、草地、農地などの植物で覆われた土地及び水辺地の占める割合

2-2 社会的条件

（1）総人口・年齢3階層別人口

人口は増加しているが、いずれ減少する予測であり、徐々に高齢化が進行している

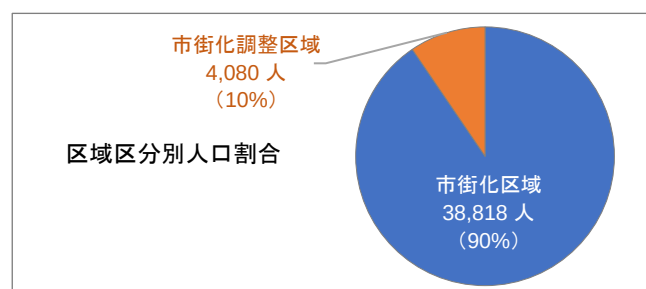
- ・人口の推移を国勢調査のデータで見ると、長泉町の総人口は近年増加傾向が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025（令和7）年をピークに人口減少に転ずると推計されています。
- ・年齢3区分別人口の推移をみると、2005（平成17）年に年少人口と老年人口が逆転し、高齢化が進んでいます。



（2）区域区分別人口

市街化区域内に人口の約9割が居住している

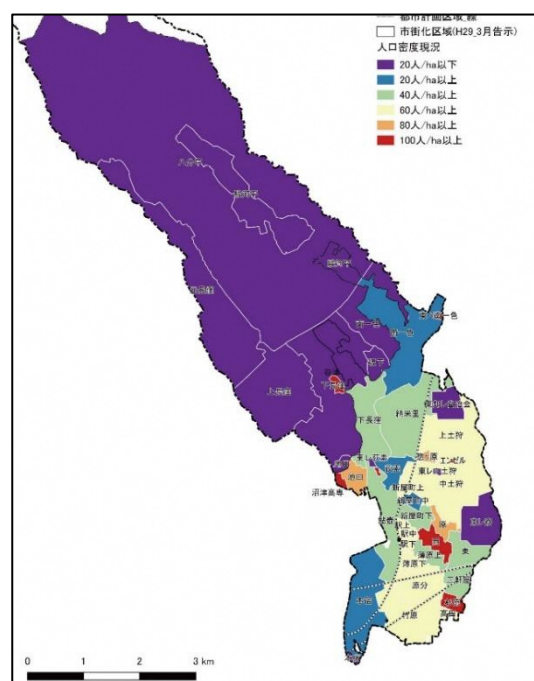
- ・都市計画区域内の人口は2018（平成30）年において43,184人で、そのうち約9割（39,077人）は市街化区域に居住しています。
- ・町城南東部のコンパクトな市街地の中に、多くの人口が集中しています。



（3）地区別人口密度

国道246号以南の市街地内で人口密度が高い

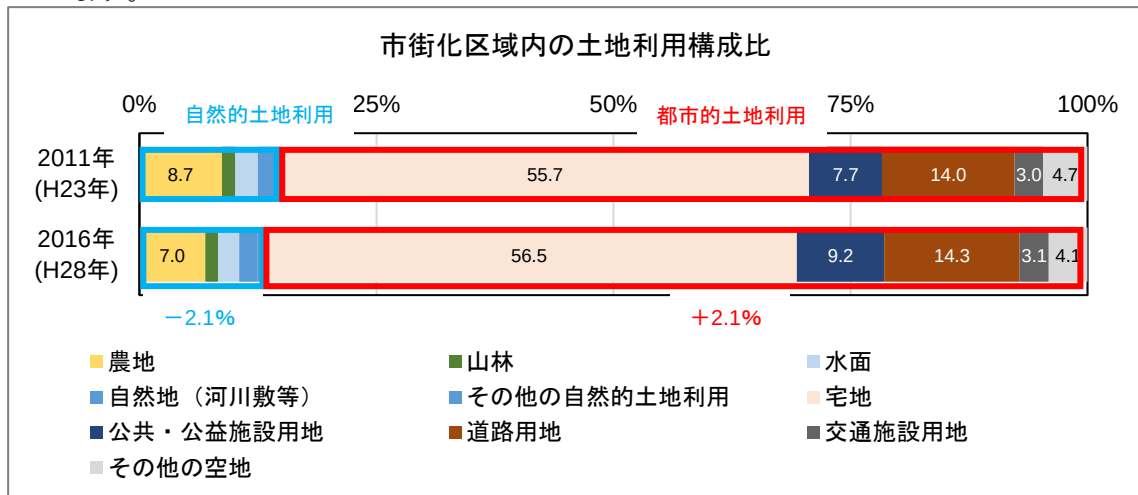
- ・地区別の人口密度を見ると、概ね国道246号以南の市街地で密度が高く、特に杉原、西などでは100人/haを超えています。
- ・2015（平成27）年と2005（平成17）年の10年間の人口密度の増減を見ると、特に原分、谷津、西、杉原で増加しています。



（４）土地利用の変化・開発の動向

市街地内では、開発等により都市的土地利用が増加している

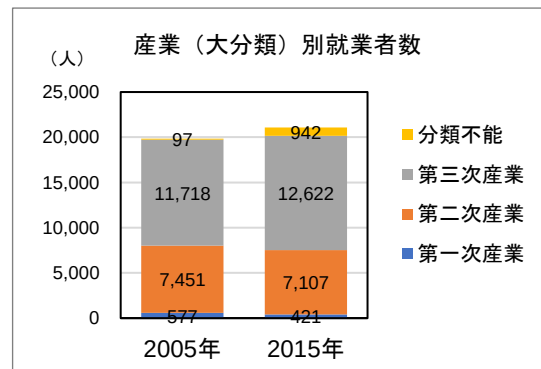
- ・2011（平成23）年から2016（平成28）年までの市街化区域内の土地利用の変化を見ると、市街化区域が28.3ha拡大するなか、農地などの自然的土地利用が占める割合は15.0%から12.8%に減少する一方で、都市的土地利用の占める割合が85.0%から87.2%に増加しています。



（５）産業

農林業や製造業の就業者が減少し、第三次産業就業者が増加している

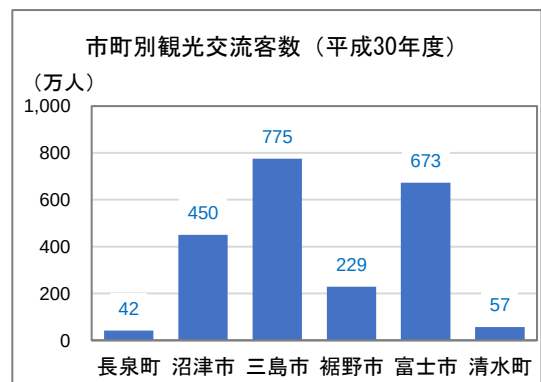
- ・2005（平成17）年から10年間の産業別就業者数は、第一次産業（農林業）が156人（27.0%）、第二次産業（製造業）が344人（4.6%）減少する一方、サービス業などの第三次産業が904人（7.7%）増加し、就業者総数の約6割を占めています。



（６）観光・交流

観光交流客は周辺市町よりも少ない

- ・観光交流客は、周辺市町と比べ少ないです。
- ・緑地に関する観光資源として、駿河平自然公園、鮎壺の滝、割狐塚稻荷神社、各種ゴルフ場等が挙げられます。



2-3 上位・関連計画にみるまちづくりの方向性

良好な都市生活の確保に寄与するよう、緑の基本計画は、長泉町総合計画に即し、東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や長泉町都市計画マスタープランに適合するとともに、環境基本計画や景観計画等との調和が保たれるよう策定します。

①第4次長泉町総合計画・基本構想〔2016～2020年度〕

今後のまちづくりの指針として、将来都市像「自然と都市の共生 人とまちの健康創出 いきいき長泉」及びその実現を図るための基本施策などを示しています。

【土地利用の基本的な考え方】

- 安全性を最優先した土地利用
- 持続的発展の可能性を重視した土地利用
- ゆとりや美しさの向上を重視した土地利用

【後期基本計画】（緑に関わるもの）

● 重点プロジェクト

- ・鮎壺公園（近隣公園）の整備。
- ・道路・公園等のインフラ総合管理の計画の策定、推進。
- ・桃沢地区の公共施設や健康公園：民間のノウハウの活用、魅力ある公共施設運営。

● 都市整備分野

- ・公園広場の整備と緑化の推進。目標値：住民一人あたりの公園広場の面積 10.5 m²、公園広場の整備と緑化に満足している住民の割合 75%、緑化活動団体数 10 団体。

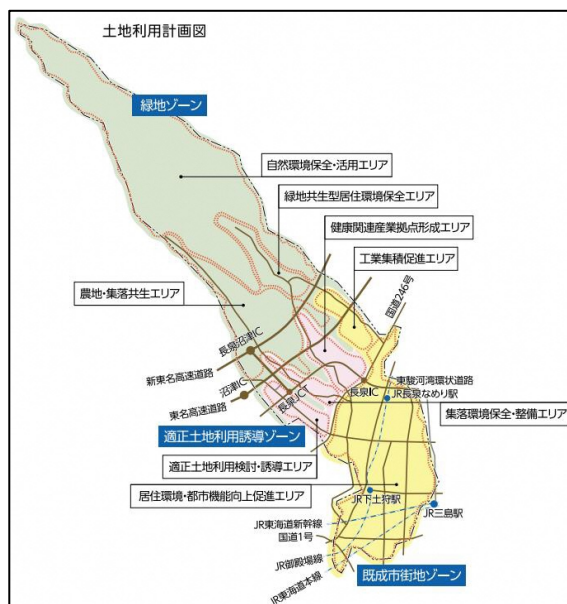


図 後期基本計画の土地利用計画図

②長泉町環境基本計画・後期計画〔2017～2021年度〕

望ましい環境像「みんなを元気にする 水と緑のふるさと ながいずみ～いつまでも住み続けたい eまちをめざして～」の実現を目指し、5本の環境目標の下に16本の行動方針を定めています。

(緑とオープンスペースに関わる行動方針及び施策)

- 行動方針5 自然とふれあう
- 行動方針6 公園や緑を増やす
- 行動方針7 きれいな風景や歴史をのこす

③東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 [平成 29 年 3 月策定]

将来都市像を「水と緑とともに、安全で快適に暮らせる、活力あふれる健康 交流都市圏」とし、都市づくりの基本理念を次のように設定しています。

また、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針が定められています。

（４）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針**２）主要な緑地の配置の方針（長泉町に関連する部分を抜粋）****① 環境保全系統の配置の方針**

愛鷹山麓の山地及び丘陵地、黄瀬川、桃沢川等の河川は、都市の骨格を形成する自然の緑地として位置づけ、保全する。市街地では、各駅前広場周辺の緑化、街路樹、緩衝緑地、緑道、公共施設の緑化、住区基幹公園、社寺の境内地、民有地の緑化等を住民生活に関連した緑地として位置づけ、保全する。

② レクリエーション系統の配置の方針

駿河平自然公園、水と緑の杜公園、桃沢川等は、自然観察や野外レクリエーション機能を主体とした野外活動の拠点として配置する。長泉町健康公園、鮎壺公園等は地域住民のレクリエーション需要に対応した公園として配置する。住民の日常のレクリエーション活動に対応し、地域に密着した誰もが快適に利用できる機能を有した公園緑地の整備を推進するため、歩いて行ける範囲内に身近な公園緑地を配置する。また、市街地内の既存公園緑地の整備、オープンスペース、ポケットパーク、水辺空間の親水性確保及びこれら施設等を結ぶネットワークの形成を図る。

③ 防災系統の配置の方針

土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、その他土砂災害の危険性がある地域及び市街地内に存する溢水、冠水等の危険がある地域は緑地として保全を図ることで、土砂災害等の自然災害を未然に防止する。主として、防災計画の一環として、地震等大規模災害時における安全性の確保を図るため、火災の延焼防止や避難地及び避難路の確保のための緑地を配置し、避難のネットワークが図られるよう計画する。震災時等に住民の生活の拠り所となる身近な防災拠点として歩いて行ける範囲に身近な公園の配置を推進する。騒音、振動等の発生源となる工場周辺、主要幹線道路沿い、東海道新幹線沿いには、これらを緩和するために、工場緑地の推進、街路樹等の緩衝緑地の整備を図る。

④ 景観構成系統の配置の方針

愛鷹山麓等の斜面緑地、黄瀬川等の河川の緑地の保全を図り、都市の骨格を形成する景観を保全する。長泉町では駿河平自然公園、水と緑の杜公園、鮎壺公園等を積極的に生かし、都市のシンボルとなる景観を形成する。街路、学校等の公共施設、駅前、民有地等の緑化等を図り、日常生活における身の回りの緑地として保全する。また、景観法に基づく景観計画等により、良好な景観の保全・活用・創出を図る。

４）主要な緑地の確保目標**① 優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園緑地等（長泉町のみ）**

種別	名称
街区公園	○南一色広場 ○納米里広場 ○鮎壺広場 ○中土狩第 2 広場 ○元長窪広場
近隣公園	○鮎壺公園
総合公園	○長泉町健康公園
緑地	○鮎壺の滝緑地

（注）公園緑地等については、10 年以内に着手するものから、部分・暫定完成、完成するもの全てを含む。

④第2次長泉町都市計画マスタープラン・第2次改定版〔2018～2035年〕

これからの都市づくりを計画的に推進するため、都市の将来像を示すとともに、土地利用の規制・誘導、道路や公園の整備などの分野ごとの個別指針を定めています。

● まちの拠点に関する方針

[自然・文化ふれあい拠点]

- ・駿河平自然公園周辺は、自然環境と調和のとれた良好な都市環境を維持する。
- ・水と緑の杜公園周辺は、魅力ある環境を維持し、周辺施設との連携・交流に努める。

[産業集積拠点]

- ・県立静岡がんセンター周辺は、医療・健康関連企業の誘致や研究開発機能等の集積を図る。
- ・新東名長泉沼津 IC 周辺は適正な土地利用を誘導する。

[沿道拠点]

- ・池田柵線沿道は、商業機能や住民サービス機能の充実、利便性の高い公共交通の確保を図る。

[健康づくり拠点]

- ・長泉町健康公園周辺では、住民の健康づくりを様々な面から総合的に支援する環境を整える。

[にぎわい交流拠点]

- ・鉄道駅周辺は、交通結節点として快適性・利便性を高めるとともに、商業・業務機能の充実、玄関口や文化活動の拠点として魅力ある環境づくりを進め、交流やにぎわいの創出を図る。

（緑とオープンスペースに関わる個別方針）

● 公園・緑地等に関する方針

- ・身近な公園の整備、活用。町のシンボルとなる公園の整備、活用。
- ・まちなかの緑地の保全、活用。協働による公園・緑地の維持管理。
- ・住宅や工場の緑化。公共公益施設等の緑化。水と緑のネットワークの形成。

● 地域資源に関する方針

- ・緑と水が織りなす豊かな自然の保全。地域資源を活かしたまちづくりの展開。

● 防災に関する方針

- ・災害に強い市街地の形成（公園の確保等）。避難路の確保、整備（沿道建物の生垣化等）。
- ・水害、土砂災害の防止（森林・農地を適切に管理等）。

⑤長泉町景観計画

「富士山と愛鷹山を望み、魅力と活力のある美しいまち」を目指し、構造別の景観形成の方針を示すとともに、要素別の景観形成の方針を定めています。

- 活力や交流を生む質の高い街並み景観を形成する
- 公共施設の整備によって都市の景観を向上する
- 富士山、愛鷹山、黄瀬川などの自然の景観を保全する
- 文化の積み重ねを感じられる景観を大切にする

2-4 緑地の現況

（1）緑地の状況

市街化区域内では河川区域が、市街化調整区域では樹林地が緑地の多くを占める

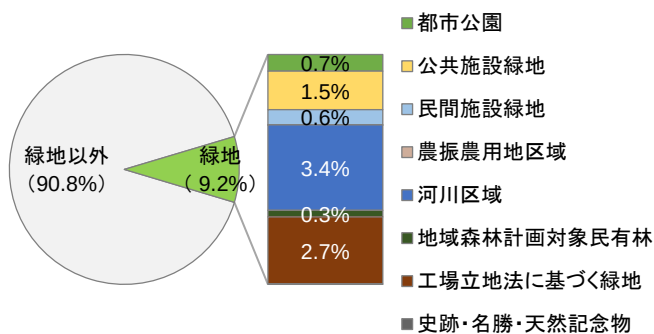
- ・本町の緑地は、都市計画区域内に 1,191.01 ha（緑地率 56.05%）、市街化区域に 72.63ha（緑地率 9.24%）あります。
- ・市街化区域では、河川区域が緑地の約 5 割を占めています。
- ・市街化調整区域では、地域森林計画対象民有林に指定されている樹林地が緑地の約 6 割を占めるほか、ゴルフ場等の民間施設緑地や農振農用地区域に指定されている農地も。

表 緑地現況量（2018 年 3 月末）

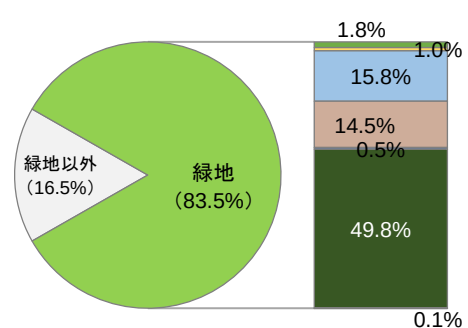
（単位：ha）

		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
施設緑地	都市公園	5.56	24.09	29.65
	公共施設緑地	12.18	13.69	25.87
	その他公園	1.64	12.91	14.55
	屋外レク施設（公共）	9.80	0.66	10.46
	幼稚園等園庭（公共）	0.74	0.12	0.86
	民間施設緑地	6.63	211.78	218.41
	施設緑地間の重複	2.13	0.29	2.42
	合計	22.24	249.26	271.50
地域制緑地	農振農用地区域	0.00	194.30	194.30
	河川区域	27.00	7.20	34.20
	地域森林計画対象民有林	2.08	666.90	668.98
	工場立地法に基づく緑地	21.21	0.72	21.93
	史跡・名勝・天然記念物	0.10	0.00	0.10
	合計	50.39	869.1	919.51
緑地総計		72.63	1,118.38	1,191.01
緑地率（%）		9.24%	83.50%	56.05%
市街化区域等面積		785.6	1,339.4	2,125.0

市街化区域の緑地等の構成比



市街化調整区域の緑地等の構成比



※緑地間で重複する区域があることから、各緑地の面積と合計は必ずしも一致しない。

※地域森林計画対象民有林とは国有林以外の森林のことで、個人や法人の私有林のほか、県や市町の公有林も含まれる。

資料：長泉町公園一覧表（2018 年 3 月末日）、都市計画基礎調査

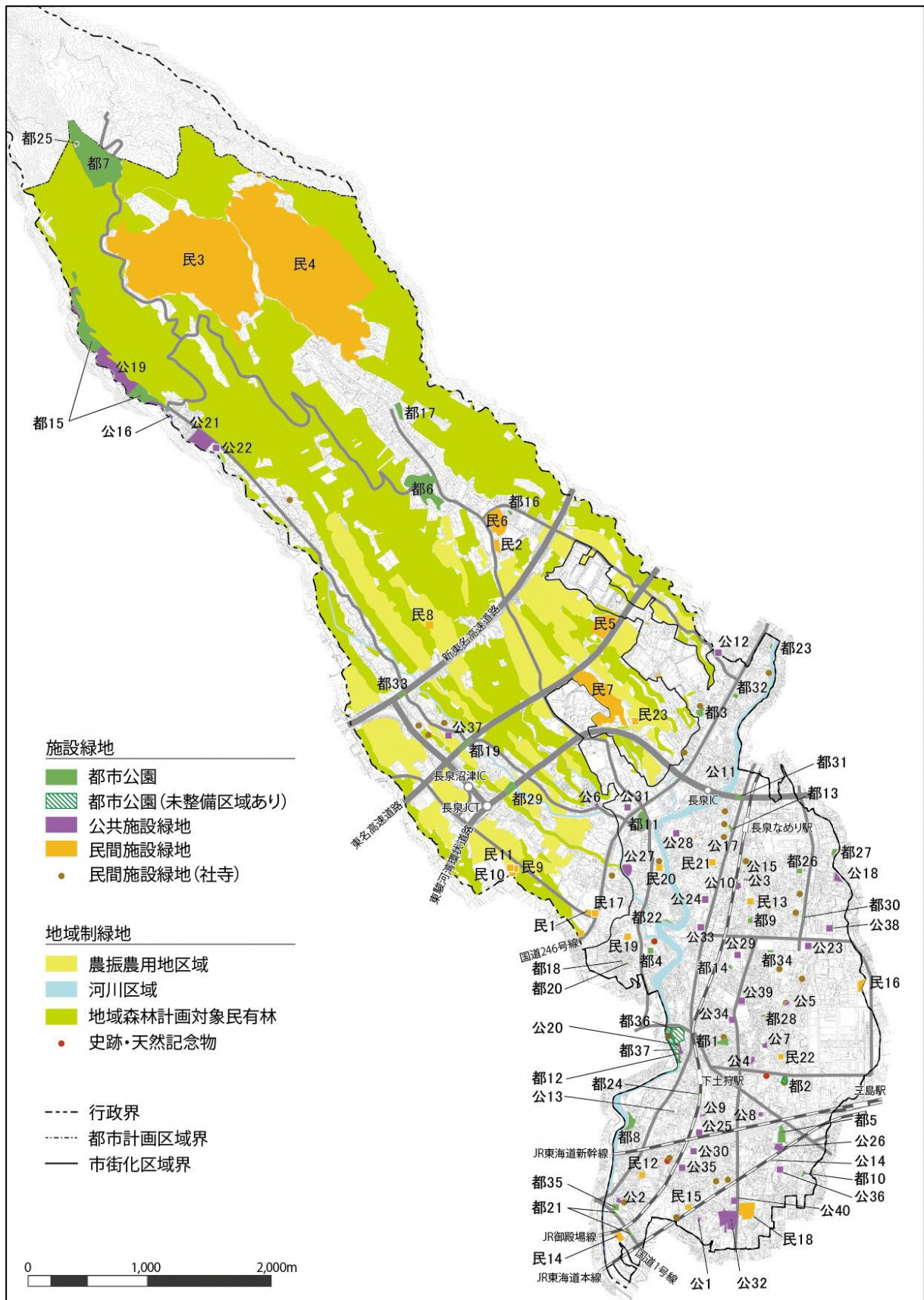


図 緑地現況図

※図中の記号は巻末の「施設緑地の整備目標個別調書」の図面対象番号。

（２）施設緑地の整備、管理の状況

①都市公園

ア．都市公園の箇所、面積

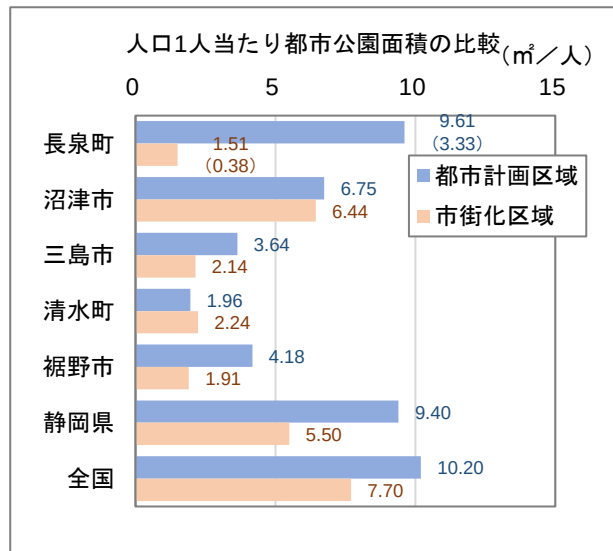
人口１人あたり都市公園面積は、市街化区域を中心に低い水準である

- ・平成 30 年現在、都市計画区域における既開設の都市公園は 35 箇所、29.65ha あり、人口 1 人あたりの都市公園面積は 6.91 m^2 /人となっています。
- ・人口 1 人あたりの都市公園面積は、周辺市町や県平均、全国平均と比べて低い水準となっている。特に、市街化区域には規模の大きな都市公園が少なく、1 人あたり面積が少ない傾向にあります。

表 都市公園の整備量

種別	箇所	面積 (ha)	1人あたり面積 (m^2 /人)
街区公園	34	29.32	6.79
近隣公園	—	—	—
地区公園	—	—	—
都市緑地	1	0.33	0.08
都市公園 計	35	29.65	6.87
都市計画区域内人口	42,898 人		

資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）



※静岡県には政令市（静岡市・浜松市）を含まない

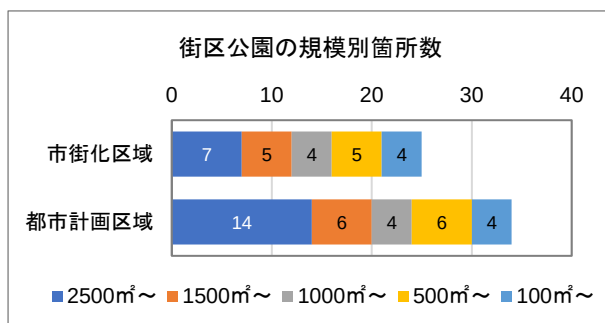
※長泉町には「その他公園」を含む。括弧内がその他公園の面積

出典：H27 年度末 都市公園整備水準調査

イ．街区公園の規模、配置

街区公園は比較的小規模なものが多く、市街地内に誘致圏空白域が残る

- ・最も身近な都市公園である街区公園は、町内に 34 箇所ありますが、条例で定める標準面積（2,500 m^2 以上）を有する公園は 14 箇所、街区公園全体の 4 割となっています。
- ・街区公園の配置状況を見ると、街区公園の誘致圏（250m）に含まれない市街地が残されています。



資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）

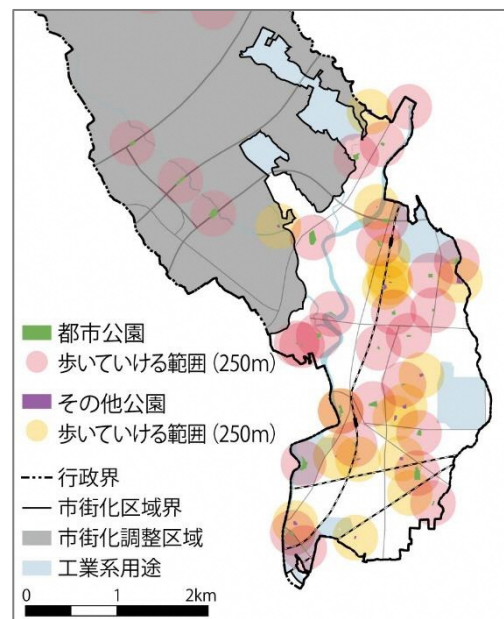


図 街区公園の配置と誘致圏

ウ. 借地公園の状況

都市公園の約 1/3 は、借地を活用して整備されている

- ・ 35 箇所の都市公園のうち 13 箇所は、土地所有者の協力により土地を無償で貸借し、公園を整備しており、借地期間は 5 年又は 10 年となっています。
- ・ 借地公園のうち、寺社の境内や隣接地に開設された公園は、古くから地域の公園的機能を担ってきたものと考えられ、今後も土地の変化に伴う公園の廃止は起こりにくいと考えられます。一方、独立して開設されている公園は、契約期間の終了に伴い廃止される可能性もあります。

借地公園一覧

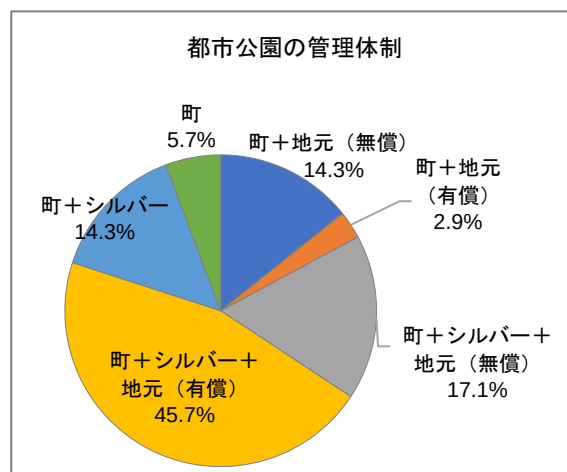
種類	公園名	面積 (ha)
都市計画公園	駅前公園	0.28
	東村公園	0.20
	尾尻公園	0.25
都市公園	長泉町森林公園	12.90
	杉原公園	0.08
	城山神社公園	0.78
	上長窪コミュニティ広場	0.32
	本宿南児童公園	0.18
	よろいがふち公園	0.08
	池の平展望公園	0.29
	上長窪広場	0.59
	納米里広場	0.25
	元長窪広場	0.23

資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）

エ. 管理体制

大半の都市公園において、地元と協働で管理を行っている

- ・ 自治会などの地元と管理を行っている都市公園が約 8 割（28 箇所）を占め、うち 17 箇所では有償ボランティアを活用しています。
- ・ 今後の高齢化を見据えて、地元との管理体制の見直し、公園管理の担い手として高齢者の活用を検討する必要があります。



資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）

オ. 観光交流への活用

都市公園を会場としたイベント等が開催されている

- ・ 駿河平自然公園での「さくらフェスタ in 長泉」、水と緑の杜公園での「水と緑の杜公園☆ワンデーチャレンジ」といった、自然豊かな公園を会場としたイベントが開催されています。

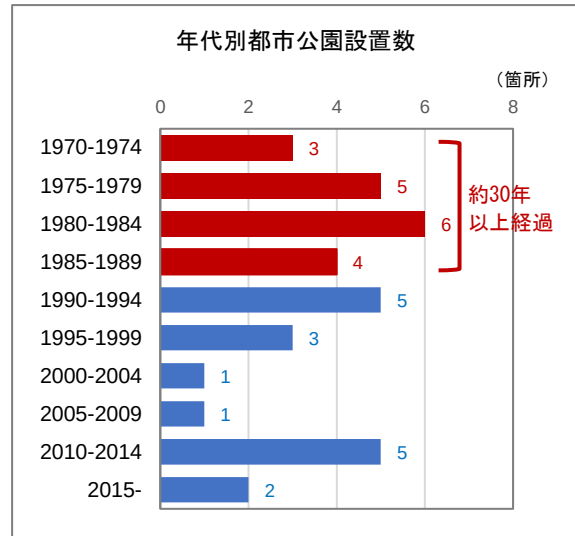


水と緑の杜公園☆ワンデーチャレンジ

カ. 公園施設の老朽化

都市公園の約半数は、設置後 30 年以上経過している

- ・設置から約 30 年以上経過した都市公園が 18 箇所あり、都市公園全体の約半数を占めています。
- ・都市公園を安全で快適に利用できるように維持していくために、遊具などの公園施設の補修や更新、樹木の剪定、バリアフリー化などを効率的に行っていく必要があります。



資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）

キ. 都市計画公園の整備状況

長期未整備の都市計画公園が存在する

- ・都市計画法に基づき、都市計画決定がなされている公園、緑地について、都市計画決定後 20 年以上経過しているものの未整備区域がある公園が 3 箇所、2.56ha あり、現在開設している都市公園面積の約 9%に該当します。
- ・これらの場所では、都市計画を定めてから年月が経つ間に、周辺の地域の状況や公園へのニーズが変化していることが考えられます。

表 長期未整備となっている都市計画公園

種類	名称	都市計画決定年	計画決定 (ha)	供用状況 (ha)	未整備区域 (ha)
街区公園	東村公園	1973（昭和 48）年	0.29	0.20	0.09
近隣公園	鮎壺公園	1990（平成 2）年	1.30	-	1.30
都市緑地	鮎壺の滝緑地	1990（平成 2）年	1.50 （陸域：0.4ha）	0.33	1.17

資料：長泉町公園一覧表（平成 30 年 3 月末日）

②公共施設緑地

ア. 児童公園などその他の公園

- ・児童福祉法に基づき設置された公園、開発行為により設置される公園など、都市公園以外の公園として 20 箇所、15.55ha が整備されています。
- ・これらの公園は、子どもの遊び場となる街区公園の不足を補ったり、観光交流に寄与したりしています。

イ. 屋外レクリエーション施設（公共）

- ・公園以外の屋外レクリエーション施設として、一時開放している小中学校の運動場、各グラウンド、桃沢キャンプ場などが挙げられます。
- ・これらの施設は、町民の健康増進や自然とのふれあい、レクリエーション等に活用されています。
- ・管理・運営にあたっては、指定管理者制度等の民間活力の活用が進んでいます。



竹原グラウンド

ウ. 幼稚園等園庭（公共）

- ・公立の幼稚園や保育園等の園庭は、休日に子どもの遊び場として開放されており、なかには地域のお祭りの会場として利用されているところもあります。



南幼稚園園庭

③民間施設緑地

ア. 屋外レクリエーション施設（民営）

- ・民営の屋外レクリエーション施設として、町北部にゴルフ場や植物園などがあり、スポーツや自然学習の場となっています。

イ. 市民農園

- ・市街化調整区域の長泉ファミリー農園、市街化区域の上土狩ニコニコ農園など、農地所有者によって市民農園が開設され、住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり等に活用されています。

ウ. その他

- ・私立高校の運動場、企業の屋外の体育施設、民間の幼稚園や保育園等の園庭、社寺境内地などが民間施設緑地として挙げられます。

（３）地域制緑地の確保の状況

①法によるもの

ア. 河川区域

- ・河川法による河川区域は、黄瀬川、大場川、桃沢川、梅ノ木沢川、谷津川、藤生川の 34.20ha が指定されています。
- ・これらの河川では、国、県、町の連携により保全及び必要に応じた整備が行われています。



桃沢川

イ. 地域森林計画対象民有林

- ・地域森林計画対象民有林は、668.98ha 指定されています。
- ・これらの森林は、水源の涵養、良好な森林景観の形成などの多面的機能の発揮のため、適切な森林の整備や保全が図られています。



森林

ウ. 農業振興地域・農用地区域

- ・東野地区や元長窪地区に広がる一団の優良な農地は、農業振興地域・農用地区域に指定されています。
- ・農業振興地域・農用地区域は、農業の生産拠点、北部山間地の自然と市街地との緩衝帯として保全されています。



農地

エ. 工場立地法に基づく緑地

- ・工場立地法に基づき、16 の工場に 21.88ha（令和元年 11 月現在）の緑地が確保されています。
- ・これらの緑地は、周辺部との緩衝帯としての役割を果たします。

②条例によるもの

- ・条例によるものとして、市街化区域で「下土狩のイチョウ」と「鮎壺の滝」が静岡県文化財保護条例に基づく天然記念物に指定されています。
- ・麦原塚古墳、一柳直末公首塚が町文化財保護条例に基づく史跡に指定され、文化財と一体となった緑地が管理されています。



出典：静岡県文化政策課
下土狩のイチョウ



鮎壺の滝

2-5 緑化の状況

（１）公共施設の緑化

①道路の緑化

ア. 街路樹

- ・ハナミズキなどの街路樹の植栽によって、潤いのある道路空間や身近に四季を感じられる生活空間が形成されています。
- ・特に、駿河平のイチョウ並木（町道下長窪駿河平線）、桜堤遊歩道のサクラ並木は町のシンボルにもなっています。



駿河平のイチョウ並木



桜堤遊歩道のサクラ並木

イ. ポケットパーク

- ・道路の交差点や橋詰の周辺などにまちなかの緑化や休憩施設として、ポケットパークが設置されています。



ポケットパーク

ウ. 花による緑化

- ・下土狩駅前の大いちょう通りでは、歩道照明灯のハンギングバスケットなどにより、町の玄関口や商業地が花で飾られています。
- ・また、県立がんセンター周辺など、道路の植樹帯や植樹柵における住民との協働による花壇づくりも進められています。



ハンギングバスケット



道路における花壇づくり

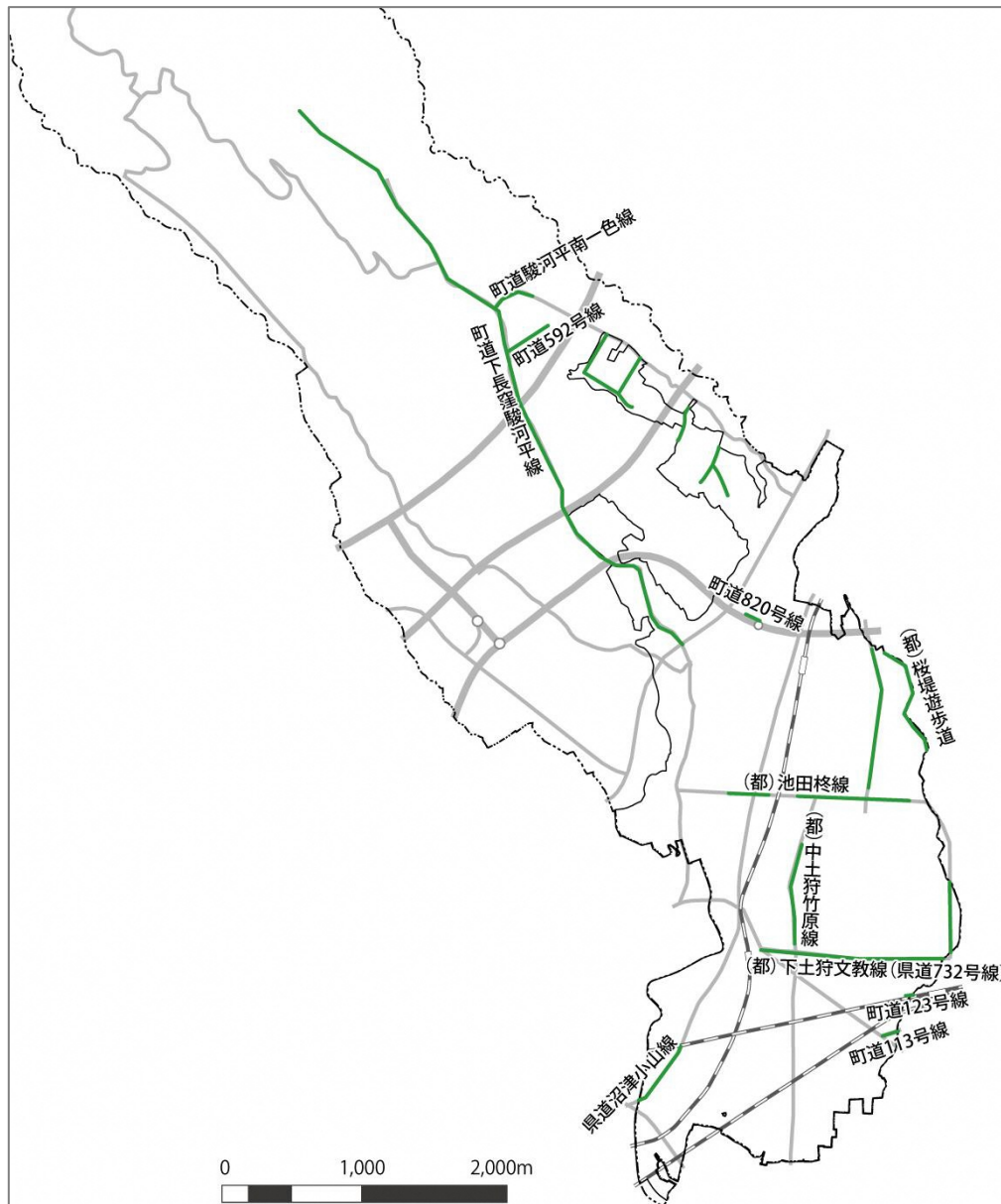


図 道路の緑化状況

②その他の公共施設の緑化

- ・大規模な公共施設（敷地面積 10,000 m²超）は、敷地面積の 25%以上で緑化されているものが多い状況です。一方で、緑化率が 10%に満たない公共施設もあり、施設ごとに緑化状況に差があります。
- ・学校、幼稚園、保育園等は、グラウンドなどのオープンスペースを広く確保するため、緑化率は低めですが、児童・生徒によるプランター緑化のほか、校庭に樹林地や茶畑を有している事例、周辺の農地を体験農業の場として利用する例もあります。



町立北小学校

（２）緑化に関する施策

①緑化に関する計画など

ア．土地利用事業指導

- ・本町では、大規模な土地利用事業の施行に関する要綱において緑地の確保等に関する基準を定め、周辺の良い自然や生活環境を確保し、調和のとれた住みよい町づくりを進めています。

<長泉町土地利用事業指導要綱 別表（「一般基準」の抜粋）>

- ・施行区域面積の６％以上の公園、緑地、広場等が適切に配置されていること。
- ・工場、倉庫等、研修・研究施設、教育施設、文化施設等の設計にあたって緑地を敷地周囲に配置する等自然環境に配慮すること。

イ．工場緑化の推進

- ・工場立地法に基づき、工業団地での緑化の推進、工業系の土地利用における緑地の確保を進めています。

ウ．地区計画

- ・南一色地区、駿河平地区、県立静岡がんセンター周辺地区では、地区計画によって道路に面する部分への生垣の設置が促進され、周辺環境との調和が図られています。

エ．景観計画

- ・大規模な建築行為の際に、景観計画に基づき、公共空間から見える場所の緑化、生垣の設置等を誘導し、良好な景観形成を図っています。

②普及活動

ア．花のまちづくり

- ・花壇コンクールを開催しており、その参加件数は、2014 年以降、毎年 10 件前後で推移し、新規の方の応募が少なくなっている状況です。
- ・希望する団体や公共施設へ花苗を配布し、公共の場所や地区の公民館などで花の手入れを行ってもらっているほか、産業祭の際に来場者に花苗を配布しています。

イ．緑のカーテン

- ・家庭や事業所の緑化推進、地球温暖化対策としてゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンを普及しています。



ゴーヤ苗の配布

（３）緑化に関する町民・企業の活動

①町民のボランティア活動

- ・長泉町花の会は、（公財）静岡県グリーンバンクの支援を受け、草花の種播き、苗の植替え、花壇の手入れ等のイベントを適時開催しています。

②企業のCSR活動

- ・富士長泉工業団地では、団地内の公園や街路樹などを各企業で管理しているほか、各企業と町とで緑化に係る協定書を結んでいます。
- ・特種東海製紙(株)の社有林が東野にあり、「タケノコの採れる竹林」「明るい雑木林」「ヒノキの混交林」の３種類の森林を目標に、人の手によって魅力ある森づくりが進められています。

（４）幼稚園・保育園等や小中学校における緑の活動

- ・町内の多くの幼稚園・保育園・こども園や小中学校では、花壇の植え付けや維持管理、農作物等の栽培を行っています。栽培される農作物は、イモ類や野菜が多く、収穫したものを食して楽しむ園や学校も見られます。
- ・小学校では、生活科や理科の授業を通じた植物栽培等も行われています。
- ・また、一部の小学校では、桃沢地区の森林を活用した学習等も行われています。
- ・中学校では、生徒会活動等で一部の生徒が花壇の管理等を行うのみで、生徒全員で緑に関する活動をする機会が少なくなっています。
- ・それぞれの園や学校では、職員等の栽培ノウハウの習得や子どもたちが安全に通うことのできる農地等の確保、指導者の高齢化、長期休業中の植物の管理等の課題を抱えています。



園児による田植え

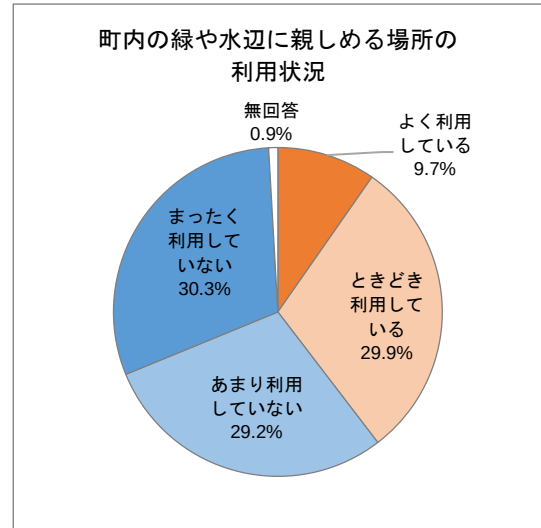
2-6 緑に関する住民意向

（１）既存の緑に関する意見

①町内の緑や水辺に親しめる場所の利用状況

利用している住民は、
半数以下にとどまっている

- ・公園や川沿いの遊歩道など、町内の緑や水辺に親しめる場所の利用状況を見ると、『利用している』（「よく利用している」＋「ときどき利用している」）は39.6%、『利用していない』（「あまり利用していない」＋「まったく利用していない」）は59.5%となっています。

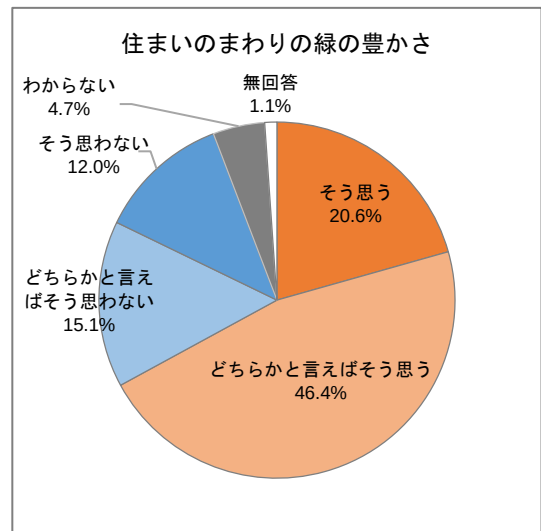


資料：平成30年度長泉町住民意識調査報告

②住まいのまわりの緑の豊かさ

肯定的意見が約7割を占めるが、約1/4の住民は緑の豊かさを実感していない

- ・「森林や川、農地、公園、街路樹や花壇、庭や店先の花や緑など、あなたの住まいのまわりが『緑豊か』だと思うか？」は、肯定的回答（「そう思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）は67.0%を占めています。

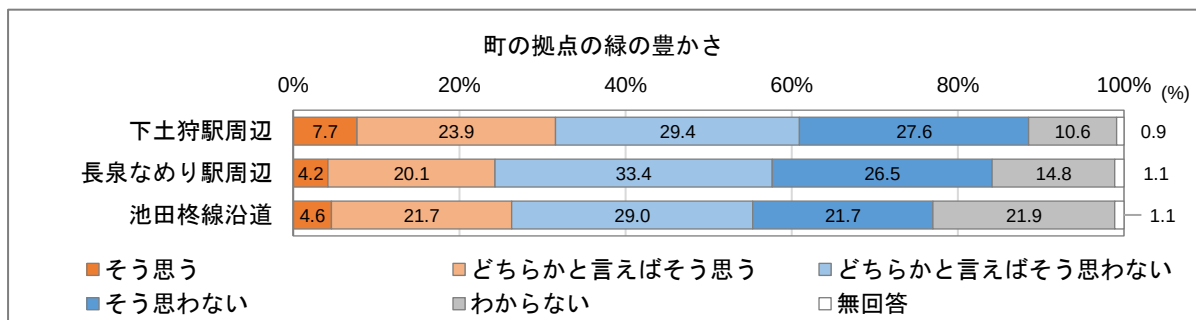


資料：平成30年度長泉町住民意識調査報告

③町の拠点の緑の豊かさ

各拠点とも否定的回答が多く、特に長泉なめり駅周辺は評価が低い

- ・「下土狩駅周辺、長泉なめり駅周辺、池田柵線沿道が『緑豊か』だと思うか？」は、いずれの拠点においても否定的回答（「そう思わない」＋「どちらかと言えばそう思わない」）が過半数を占めています。
- ・特に、長泉なめり駅周辺では、約60%を否定的回答が占めています。

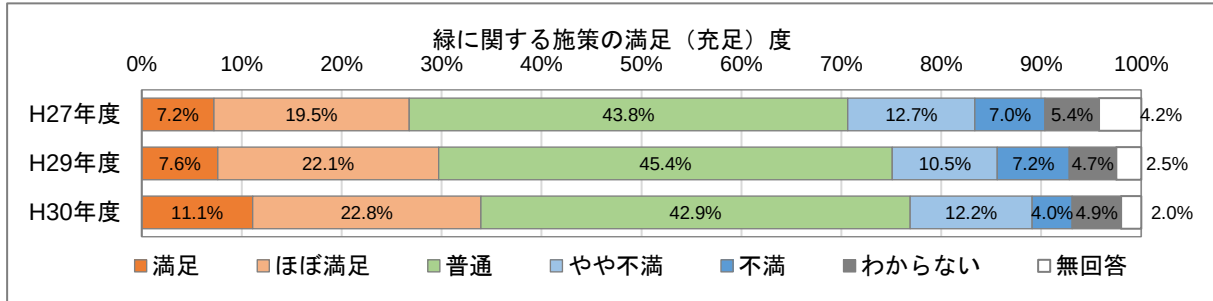


資料：平成30年度長泉町住民意識調査報告

④緑に関する施策の満足（充足）度

町民の満足度は、増加傾向にある

- ・公園広場の整備と緑化の推進についての満足状況を見ると、『満足』（「満足」＋「ほぼ満足」）は33.9%となっており、3年前と比べて約7%向上しています。



資料：平成30年度長泉町住民意識調査報告

⑤緑に関する自由意見

緑の減少に対する懸念や子どもが楽しめる公園の充実を求める声がある

- ・H30年度長泉町住民意識調査では、自然・緑地に関し、マンションや道路が建設される一方で、田畑や自然が少なくなっていることを憂慮する声が一部の住民から寄せられています。
- ・公園・広場に関しては、子どもが安心して遊べる公園の整備や、遊具などの充実が一部の住民から望まれています。

⑥将来に残したい環境・場所

鮎壺の滝、駿河平自然公園、森林公園、イチヨウ並木などが挙げられている

- ・将来に残したい環境として「公園・緑地・街路樹」が80.4%の方に選ばれています。
- ・具体的な場所として「鮎壺の滝」、「駿河平自然公園」、「長泉町森林公園」、「水と緑の杜公園」、「駿河平のイチヨウ並木」、「池の平展望公園」などが挙げられています。

⑦行政に期待されている緑に係る施策

「公園の整備・緑化の推進」が期待されている

- ・行政に期待する環境施策として「水資源や河川の保全・管理」に次いで、「公園の整備・緑化の推進」が挙げられています。

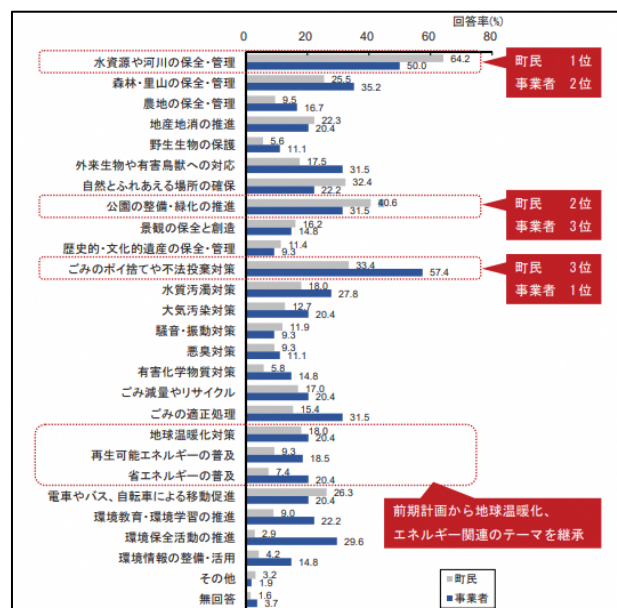


図. 行政に期待されている環境施策

資料：平成28年度環境基本計画（後期）のアンケート結果

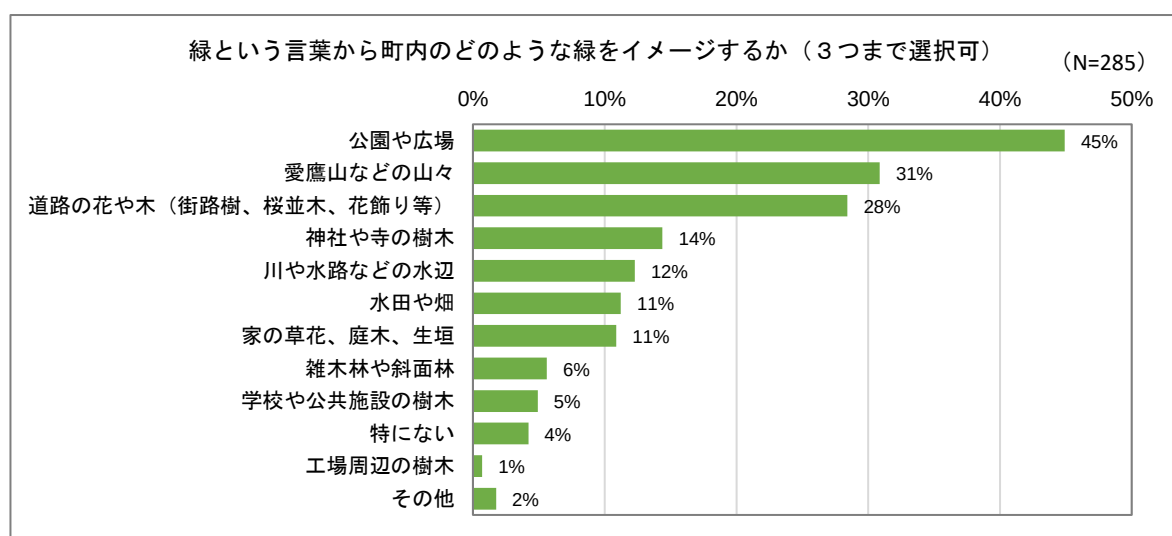
（２）今後の公園や緑に関する町民の意向

公園と緑に対する町民の意向を把握するためにアンケート調査を実施しました。アンケート調査は、2018年10月に町内の主要な7公園の利用者を対象に行い、615人（うち町民は285人）の回答が得られました。

①長泉町の緑の印象

本町の緑として、公園や広場、愛鷹山などの山々などが挙げられている

- ・町内の緑を訊ねる設問への回答は、「公園や広場」が45%と最も多く、次いで「愛鷹山などの山々」が31%、「道路の花や木」が28%と比較的多く回答しています。
- ・緑豊かなまちを目指していくにあたって、これらの緑の維持、創出が必要です。

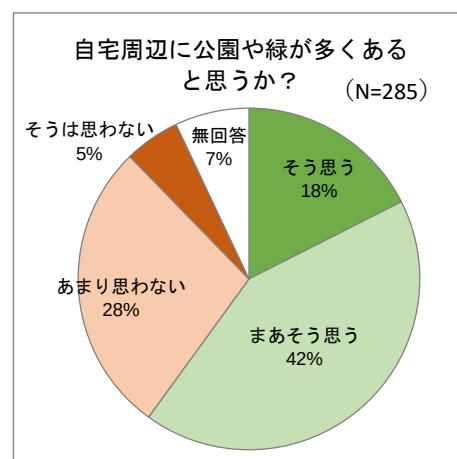


資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

②身近な緑の印象

身近に緑を感じている人が多いが、そうでない人も一定数いる

- ・「自宅周辺に公園や緑が多くあると思うか」という問いに対して、約60%の人が「そう思う」「まあそう思う」と回答しています。
- ・一方で、約30%の方が否定的な回答となっており、改善が求められます。

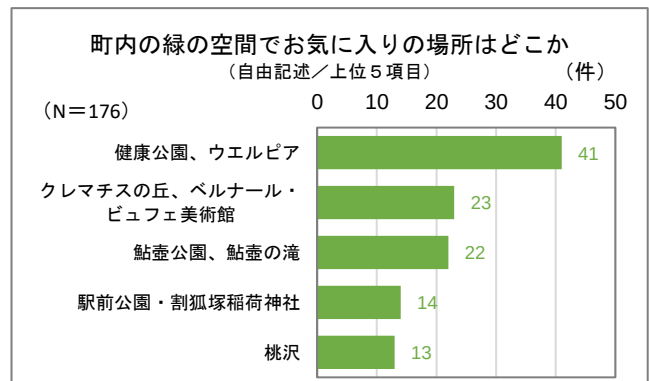


資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

③町民に特に好まれている緑

健康公園やクレマチスの丘などが上位に挙がっている

- ・「健康公園、ウエルピア」41件、「クレマチスの丘、ベルナール・ビュフェ美術館」23件、「鮎壺公園、鮎壺の滝」22件と比較的多くの回答が見られました。
- ・町民に親しまれているこれらの空間は、長泉らしい緑、町民の誇りとなる緑として今後も保全、活用していく必要があります。

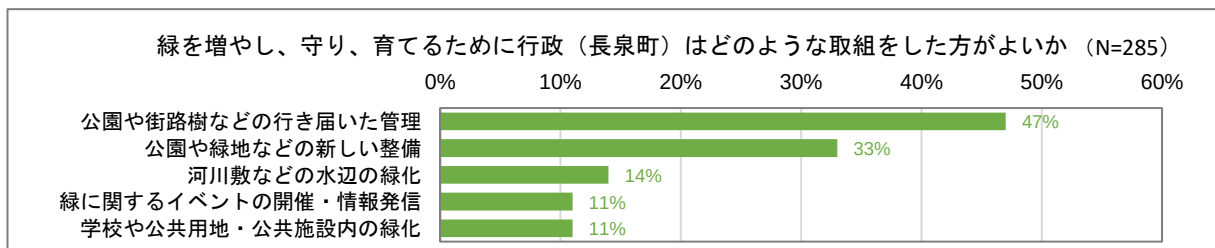


④緑の確保のために行政が取り組むべきこと

資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

「公園や街路樹等の管理」や「公園・緑地の新たな整備」を求める声が多い

- ・「公園や街路樹などの行き届いた管理」が47%と最も多く、次いで「公園や緑地などの新しい整備」が33%と比較的多く回答されています。
- ・緑豊かなまちを印象づけている公園や道路の緑の適切な管理と計画的な公園の整備が求められていると考えられます。



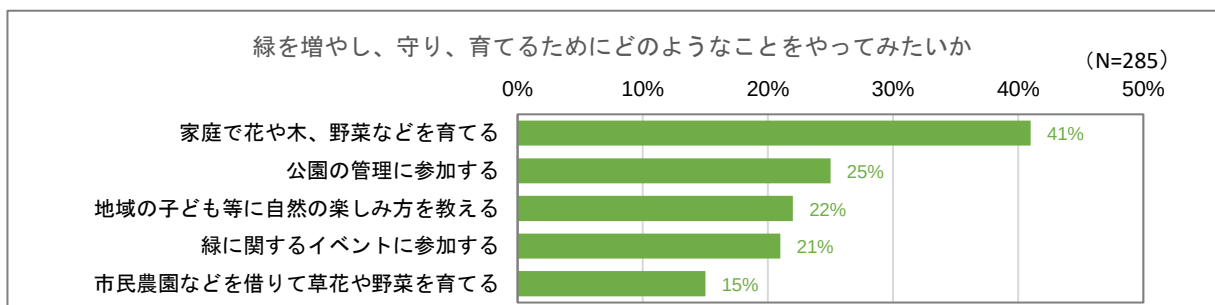
※3つまで選択可、上位5項目

資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

⑤緑の確保のために町民がやってみたいこと

家庭における緑化、公園管理への協力等が上位となっている

- ・家庭で花や木、野菜などを育てる」が41%と最も多く、次いで「公園の管理に参加する」が25%と比較的多く回答されています。
- ・この結果から、緑の維持・創出に関心のある町民が多いことが伺うことができます。



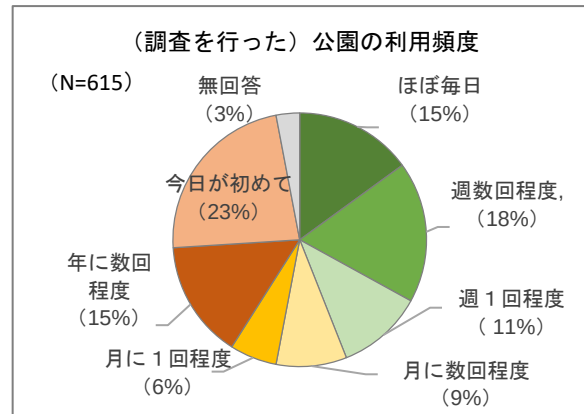
※3つまで選択可、上位5項目

資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

⑥公園の利用頻度

全体的に利用頻度は低い傾向

- ・「年に数回程度」が15%、「今日が初めて」が23%となっており、ほとんど利用しないという回答が4割あります。
- ・回答者には町民以外も含まれますが、整備してきた公園のさらなる利用を促していく必要があります。

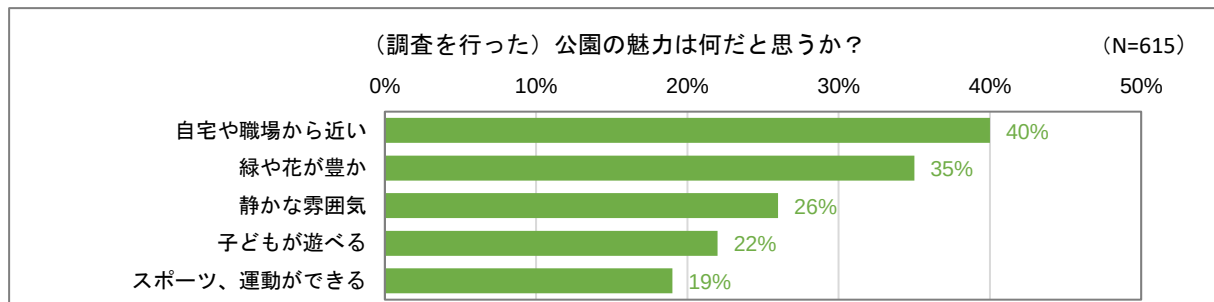


資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

⑦公園の魅力

身近に公園があることや緑豊かであることが評価されている

- ・「自宅や職場から近い」(40%)や「緑や花が豊か」(35%)などが上位となっています。
- ・身近に公園があること、緑豊かであることが多くの方に魅力として評価されていると考えられます。



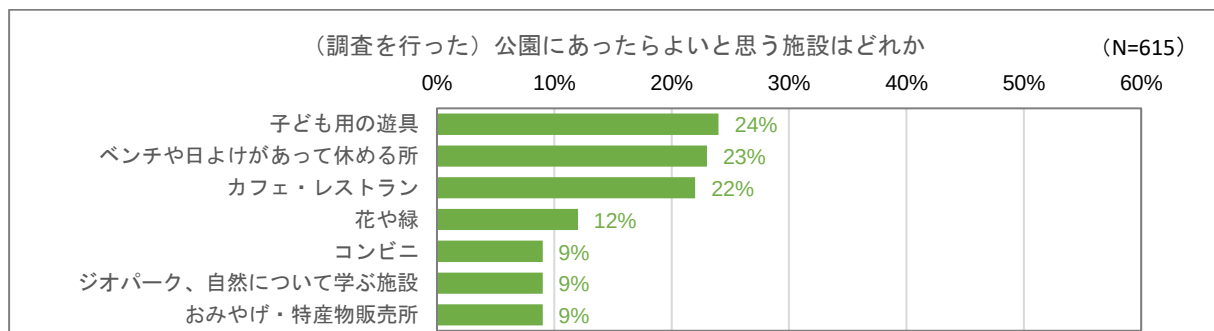
※3つまで選択可、上位5項目

資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

⑧公園に欲しい施設

「子ども用の遊具」「休める所」「カフェ・レストラン」が上位を占めている

- ・「子ども用の遊具」が24%、「ベンチや日よけがあって休める所」が23%、「カフェ・レストラン」が22%と上位を占めています。
- ・さらに利用される公園としていくため、各公園の特徴を踏まえ、利用者のニーズに対応した公園施設の充実が求められています。



※2つまで選択可、上位5項目

資料：長泉町公園と緑に関するアンケート報告書

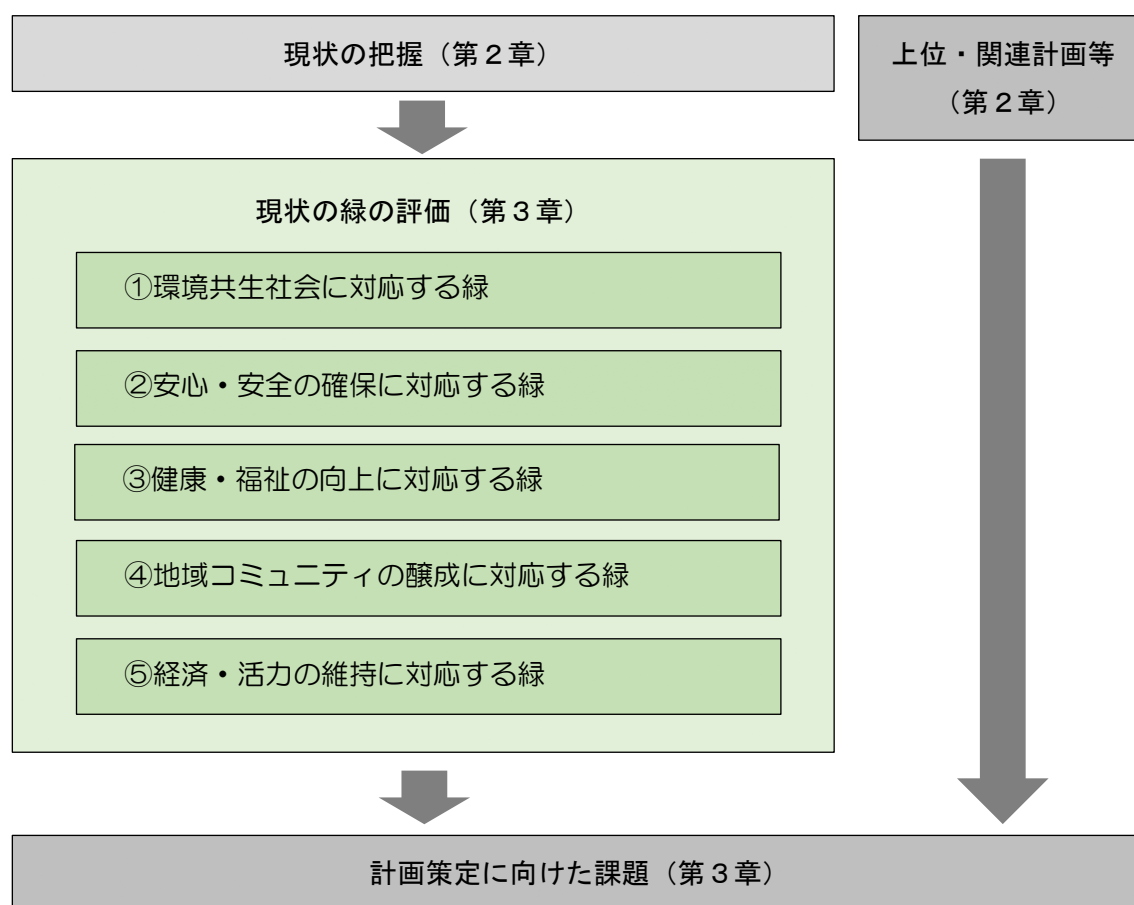
第 3 章 緑の評価と課題の整理

3-1 現状の緑の評価

緑が発揮している多機能性は、近年グリーンインフラ^{注1}として注目されており、都市計画マスタープランで示された「富士山や愛鷹山の恵みと都市の魅力が備わった快適で便利なまち 長泉」など、これからの目指す都市像の実現に向けた社会資本として、緑の重要性が一層高まっています。

ここでは、本町において、緑が果たす機能や役割を大きく5つに分類した上で、緑の機能や役割を整理し、緑の必要性や重要性、分布状況等を把握します。

<評価のフロー>



注1 グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、米国で発案された社会資本整備手法のこと。国交省では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」としている。

< 緑の機能・役割の整理 >

分類	緑の機能・役割
①環境共生社会に対応する緑	温室効果ガスの吸収
	都市公害（騒音、大気汚染、ヒートアイランド等）の緩和
	都市における生物多様性の確保
	環境教育や自然とのふれあいの場
	雨水浸透・貯留による水循環
②安心・安全の確保に対応する緑	大規模火災発生時の延焼防止
	都市水害の軽減
	避難地・避難路、復旧活動拠点の場
	防災教育の場
③健康・福祉の向上に対応する緑	健康的なライフスタイルの提供（散歩、健康づくり、介護予防）
	子どもの遊び場、子育て支援
	快適な居住環境の形成
	リフレッシュ、ストレスの軽減
④地域コミュニティの醸成に対応する緑	緑豊かな郷土の景観の形成
	人の集う場、地域の活動の場
	緑の管理を通じたコミュニティの醸成
⑤経済・活力の維持に対応する緑	良好な景観形成による地域の価値の向上
	個性ある景観形成による都市の魅力の向上
	都市農業の振興
	賑わいの創出・観光振興

①環境共生社会に対応する緑

都市の緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、生物の生息・生育空間としての機能を有しています。

Ⅰ 温室効果ガスの吸収

- ・愛鷹山麓の樹林地は、二酸化炭素を吸収・貯蔵し、地球温暖化の抑制に貢献しています。地球環境の保全のためにも、緑あふれるまちづくりの推進が重要です。



愛鷹山麓の樹林地

Ⅰ 都市公害（騒音、大気汚染、ヒートアイランド等）の緩和

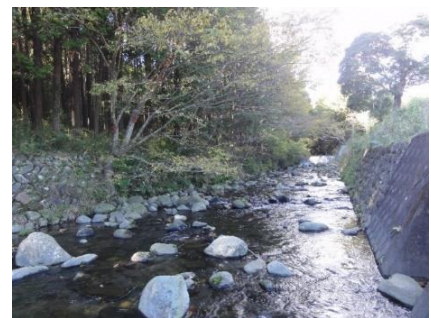
- ・工場や工業団地の緑やオープンスペース、緑化された道路は、騒音、振動などを緩和する効果があります。
- ・宅地で普及している「緑のカーテン」は、建物の窓をゴーヤなどで覆い日射を遮ることで室内の温度を低減できます。



工業団地の緑

Ⅰ 都市における生物多様性の確保

- ・愛鷹山麓の樹林地は、ニホンザルやキジなど、野生鳥獣の生息の場となっています。コナラなどの二次林は、雑木林とも呼ばれ、カブトムシなどの昆虫が多く生息しています。
- ・黄瀬川や桃沢川などの河川や窪の湧水などで魚類や水辺地に生息する種類が確認されています。
- ・冷涼な気候に生育する植物から温暖な気候に生育する植物まで、さまざまな植物が分布しています。
- ・日吉神社、八幡神社、諏訪神社などの社寺林は、スズメやムクドリなどの鳥類の巣やねぐらとして利用されています。
- ・農地は生産の場として重要であるとともに、カエルなどの生物の生息空間となっています。
- ・都市の動植物種の円滑な移動を確保できるよう、樹林地や農地、動植物の生息や生育に配慮した都市公園や水辺地などを緑のネットワークでつないでいくことが重要です。



桃沢川

Ⅰ 環境教育や自然とのふれあいの場

- ・割狐塚稲荷神社、原分古墳など、貴重な自然環境について学び楽しめる「伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク」のジオサイトが町内に10箇所あります。



割狐塚稲荷神社

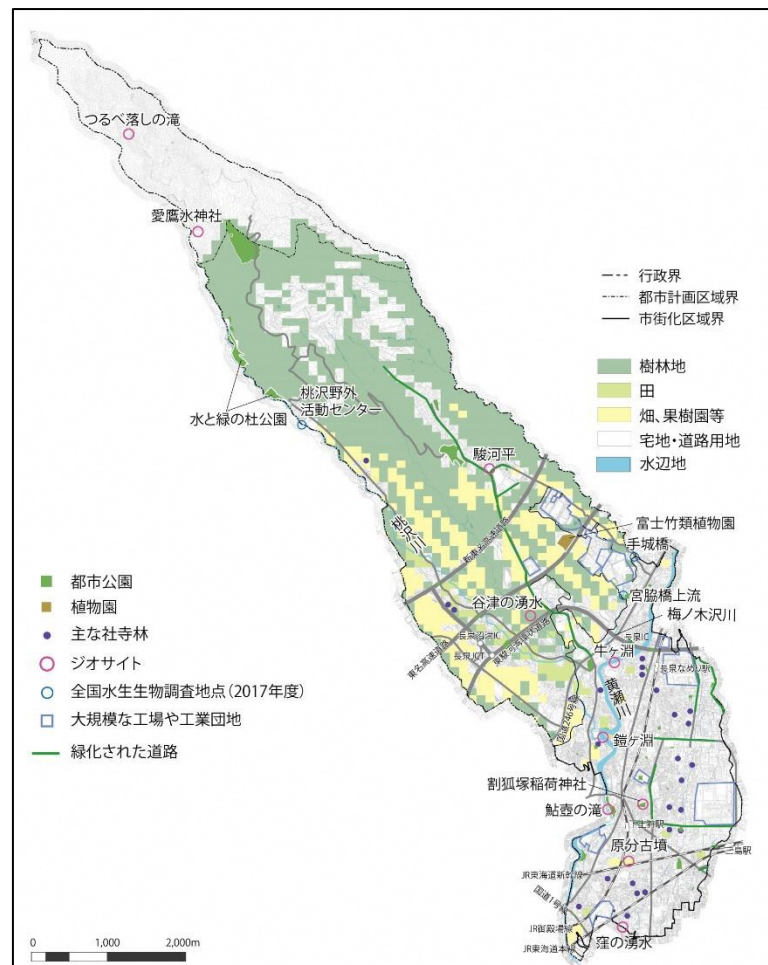
- ・水と緑の杜公園にはビオトープ、野鳥の森などが整備され、昆虫や植物などの自然観察が楽しめます。また、一般参加者、地域住民、緑の少年団の参加により、森づくりが行われています。
- ・桃沢川、黄瀬川、梅ノ木沢川では、水とのふれあいや水質浄化に対する意識高揚を目的に、中学生の水生生物の観察会が行われています。
- ・富士竹類植物園は、世界中の珍しい竹類が展示されており、竹林のなかを散策している感覚で見学することができます。
- ・本宿の水田では、2009年から田植え前に泥遊びイベントが開かれ、子どもが土や泥に触れる機会となっています。



水と緑の杜公園

Ⅰ 雨水浸透・貯留による水循環

- ・愛鷹山麓の樹林地は、市街地を流れる河川の水源を涵養し、水質の良い流れを保っています。
- ・工場の緑地は、雨水を地下に浸透させることにより、地下水源の涵養、浸水被害の防止に役立ちます。



環境共生社会に対応する緑の分布

②安心・安全の確保に対応する緑

大規模火災の発生時の避難地や延焼防止帯、急傾斜地などの災害危険地の保護、雨水の浸透・貯留や遊水地としての水害の抑制といった、自然災害や人的災害からの安全・安心の確保に貢献しています。

Ⅰ 大規模火災発生時の延焼防止

- ・黄瀬川の水辺地は、市街化区域において延焼防止の役割を担う重要な緑です。
- ・黄瀬川以東の市街地の多くは、県の第3次地震被害想定データにおいて延焼危険度4とされていることから、緑化された道路、都市公園、農地、公共施設の緑とオープンスペースは身近な遮断帯として重要です。
- ・特に下土狩駅周辺では木造住宅が密集していることから、緑とオープンスペースの確保により災害に強いまちづくりが求められます。



黄瀬川



市街地の農地

Ⅰ 都市水害の軽減

- ・砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域（箇所）、土砂災害（特別）警戒区域の緑地は、土砂災害を防止するために保全が必要です。
- ・黄瀬川の周辺の一部が浸水想定区域に指定されています。河川とともに周辺の公園などのオープンスペースは河川増水時の調節機能を有しています。
- ・樹林地、農地、都市公園は、大雨時に雨水を貯留する働きがあり、降雨時の下水道への負担軽減、内水氾濫の防止に役立ちます。



鮎壺公園

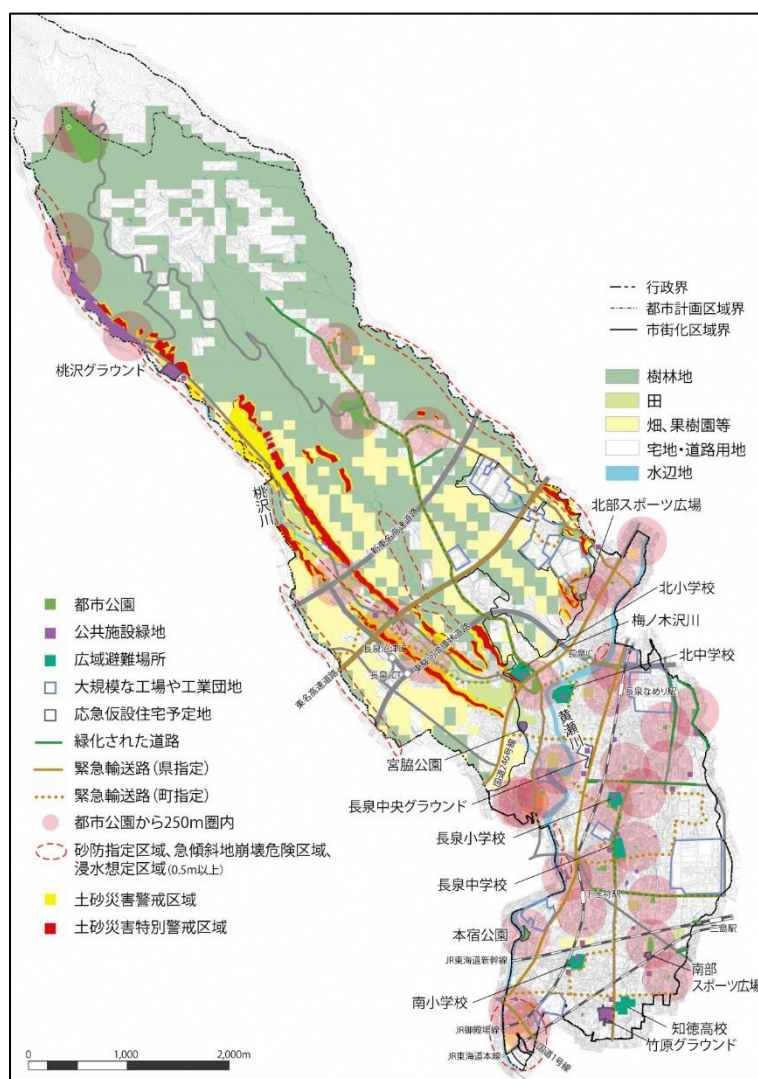
Ⅰ 避難地・避難路、復旧活動拠点の場

- ・都市公園は、災害時は火災の延焼の遅延や緊急避難の場、避難終了後は救援活動の場や復旧・復興活動の拠点としての役割を果たします。
- ・北小学校、北中学校、長泉小学校、長泉中学校、南小学校、知徳高校は、大規模な災害に備え、広域避難場所として指定されています。広域避難場所は2km以内を利用圏として想定されており、市街化区域内はほぼカバーされています。
- ・工場や工業団地の緑やオープンスペースは、延焼遮断、災害時の避難路や避難地として効果があります。

- ・緊急輸送道路に位置付けられている道路は、歩道や街路樹を有する道路の整備が進められており、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の重要なルートです。
- ・指定避難場所と広域避難場所における緑の確保と、沿道のブロック塀の生垣化など安全なアクセスルートの確保が必要です。
- ・桃沢グラウンド、北部スポーツ広場、宮脇公園、長泉中央グラウンド、本宿公園、南部スポーツ広場、竹原グラウンドは、応急仮設住宅予定地となっています。

■ 防災教育の場

- ・指定避難場所となっている都市公園は、平常時は防災訓練を実施する場として活用されています。



安心・安全の確保に対応する緑の分布

③健康・福祉の向上に対応する緑

都市公園をはじめとする公共的なオープンスペースは、健康の維持増進の場、子どもや子育て世代が遊べる場、介護予防につながる地域活動の場などとして貢献しています。

Ⅰ 健康的なライフスタイルの提供（散歩、健康づくり、介護予防）

- ・身近な公園（住区基幹公園）は、住民の日常のレクリエーション活動や健康づくりに利用されています。
- ・小規模な広場は、公園と補完的な役割を有し、幼児や児童の遊び場、高齢者の健康づくり、介護予防の場などとして活用されています。
- ・市街地内の都市公園の面積は少ない傾向です。特に、近隣公園の整備が遅れており、市街地のなかで緑に囲まれてくつろいだり休んだりする場所が不足しています。
- ・長泉町健康公園内には、長泉中央グラウンドやウォーキングコース、水遊びを楽しめる噴水などがあり、町民のスポーツ・レクリエーションの拠点となっています。
- ・竹原グラウンドなどのグラウンドは、球技などのスポーツの場として利用されています。
- ・桜堤遊歩道や黄瀬川遊歩道をはじめ、緑化され歩道のある道路や川沿い、公園などをつなぐ道路は、ウォーキングコースとして利用されていますが、更なるネットワークの充実が求められます。



御嶽堂公園

Ⅰ 子どもの遊び場、子育て支援

- ・公園や広場は、子どもがスポーツや遊び、自然体験などを通じて健やかに成長することに寄与しています。
- ・公園や広場は、施設のバリアフリー化や防犯性の向上などにより、安全性を高めることが求められています。
- ・桃沢野外活動センターは、青少年教育施設として、町内外の小学生や中学生の自然教室に活用されています。



中土狩第二広場

Ⅰ 快適な居住環境の形成

- ・市街地の河川、水路は生活に潤いを与えています。
- ・郊外の住宅地・集落地は、周囲を自然の緑に囲まれた潤いといゆとりある住宅地を形成しています。特に、駿河平地区や南一色地区は地区計画が定められ、宅地内の緑化などにより緑豊かで良好な居住環境を創出しています。



駿河平地区

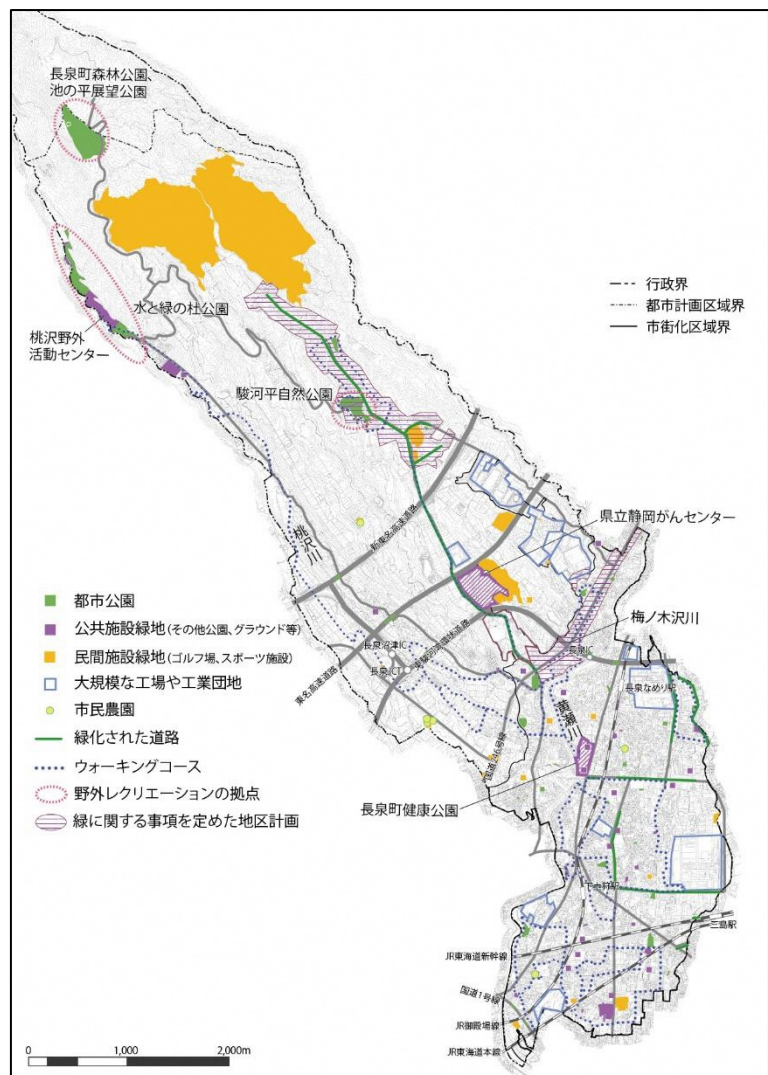
- ・ゆとりと潤いある生活のため、各駅前広場周辺の緑化、街路樹、公共施設の緑化、都市公園、社寺の境内地、民有地の緑化など、市街地内において緑とオープンスペースの確保が求められています。

Ⅰ リフレッシュ、ストレスの軽減

- ・長泉町森林公園、池の平展望公園、駿河平自然公園、水と緑の杜公園、桃沢川、黄瀬川は、自然観察や野外レクリエーション活動の拠点となっています。
- ・鮎壺の滝緑地は、沼津市側と一体となった水辺地のレクリエーション空間で、親水護岸や吊り橋も整備され、さまざまな視点で鮎壺の滝を鑑賞することができます。
- ・北西部のゴルフ場は、豊かな森林と良好な景観を活かしたレクリエーションの場として、町内外の人に利用されています。
- ・工場など事業所内の緑とオープンスペースは、従業員のリフレッシュやレクリエーションに役立ちます。また、地域住民に開放することで、事業所と地域社会との融和が期待されます。
- ・県立静岡がんセンターは、敷地内に広大な庭園を有し、季節の草花を楽しんだり、富士山などを眺めたり、自然に癒される空間となっています。
- ・市民農園は、町民のレクリエーション、自家用野菜の栽培の場として活用されています。



池の平展望公園



健康・福祉の向上に対応する緑の分布

④地域コミュニティの醸成に対応する緑

郷土の景観の形成、祭りなどの行事、公園管理など、緑とオープンスペースの利用や管理活動などを通じた交流は、人々の地域への愛着を高め、地域コミュニティを醸成することができます。

Ⅰ 緑豊かな郷土の景観の形成

- ・愛鷹山麓の樹林地は、市街地の背景の緑として、また市街地から富士山を眺める際の前景として重要な役割を果たしています。
- ・黄瀬川や桃沢川は、町の南北をつなぐ連続した潤いの景観を形成しています。
- ・元長窪地区などでは、周辺の樹林地やとまとまった農地とが調和した里山の風景が見られます。
- ・桜堤遊歩道、鮎壺の滝、町道 425 号線の桜並木、下土狩の大いちょう、駿河平のイチヨウ並木など、桜やいちょうの見どころとして町民に親しまれています。
- ・長久保城跡、原分古墳など、史跡や社寺の緑は、地域の歴史を伝える要素として重要です。
- ・町内のほとんどの場所から富士山を見ることができ、駿河平自然公園、鮎壺の滝、桜堤遊歩道などは、眺望のできるオープンスペースとなっています。
- ・長泉町健康公園、文化センター（ベルフォーレ）、県立静岡がんセンター、御嶽堂公園といった大規模な公共施設は、敷地内が緑化され、地域のシンボルとなっています。



下土狩駅周辺からの
富士山と愛鷹山の眺望



桜堤遊歩道



駿河平のイチヨウ並木

Ⅱ 人の集う場、地域の活動の場

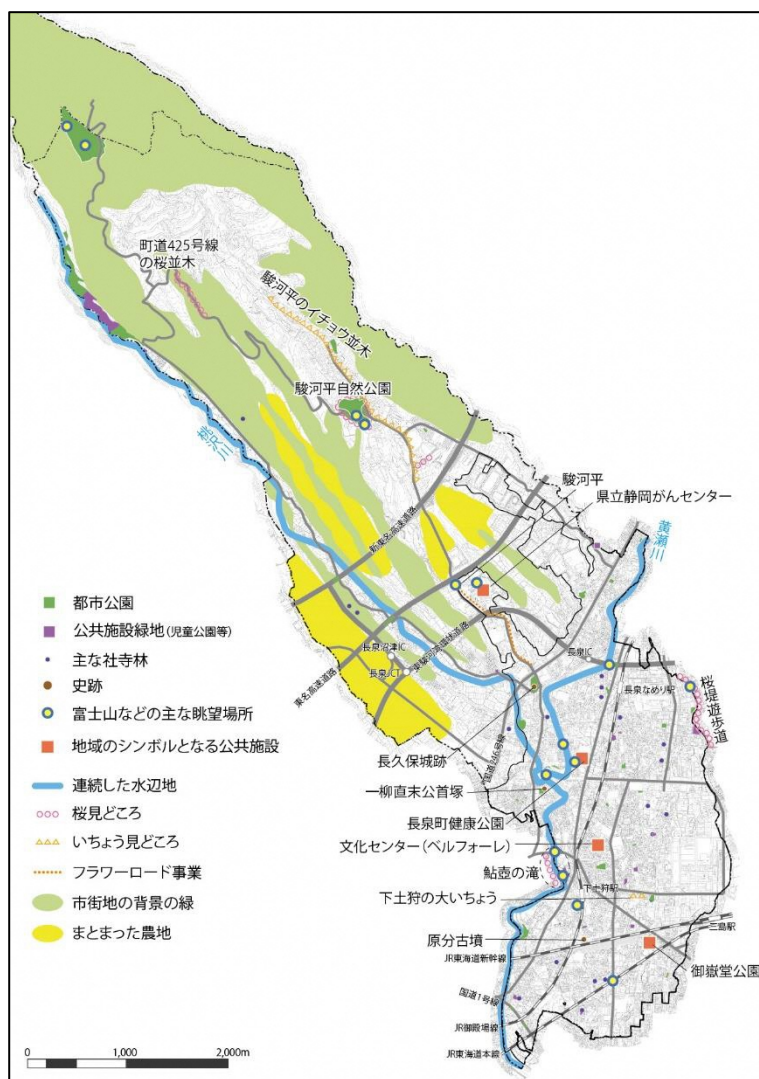
- ・割狐塚稲荷神社、芦ノ湖水神社などの神社境内地では、社寺林に囲まれたスペースで年中行事が行われ、地域の歴史や文化を継承する機会となっています。
- ・地域の公園やオープンスペースでは、地域の桜まつり、夏祭り、防災訓練などが行われ、世代を超えた地域住民の交流の機会となっています。

■ 緑の管理を通じたコミュニティの醸成

- ・公園や広場の清掃、花壇づくりなど、地域住民と協働で管理している場合も多く、町民参画が進んでいます。
 - ・県立静岡がんセンター周辺の道路の花壇は、町と町民の協働により、花で飾る活動（フラワーロード事業）が行われています。
 - ・鮎壺の滝（黄瀬川）では、町商工会青年部による清掃活動、リバーフレンドシップ制度に基づく地元区や地元企業による美化活動が行われています。
- 



県立静岡がんセンター周辺の
道路の花壇



地域コミュニティの醸成に対応する緑の分布

⑤経済・活力の維持に対応する緑

身近な自然環境や高質なオープンスペースは、働く環境の向上や観光地としての魅力の増進、住宅の資産価値の向上など、地域経済・活力の維持につながります。

Ⅰ 良好な景観形成による地域の価値の向上

- ・ 県立静岡がんセンター周辺地区と新東名長泉沼津 IC 周辺地区は、条例に基づく「景観形成重点地区」が定められ、品格と活力のある産業地づくりが進められています。
- ・ 街路樹のある道路は、都市の風格や季節の移ろいを感じさせています。特に、町道下長窪駿河平線や町道 732 号線（大いちょう通り）、桜堤遊歩道は、景観計画において景観に配慮した整備が必要な道路（景観重要公共施設）として指定されています。
- ・ 大規模工場や工業団地内の緑が、自然と経済活動が調和した良好な景観を形成しています。
- ・ 民有地の緑化は、良好な日常生活の景観を構成し、特に駿河平地区は緑豊かな住宅地が形成されています。
- ・ 沿道の花壇やポケットパーク、ハンギングバスケット等による花は、沿道景観のアクセントとなり、楽しみのある歩行空間を創出しています。
- ・ 各鉄道駅周辺は、町の玄関口であり、多くの町民や来訪者が利用することから、緑は町のイメージを高める上で重要な役割を果たしますが、緑の更なる充実が求められます。



新東名長泉沼津 IC 周辺



大いちょう通り

Ⅱ 個性ある景観形成による都市の魅力の向上

- ・ 鮎壺の滝をはじめ、牛ヶ淵や鎧ヶ淵、原分古墳、窪の湧水、割狐塚稲荷神社、谷津の湧水は、伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク関連資源であり、本町の特徴ある自然景観となっています。
- ・ 水と緑の杜公園、駿河平自然公園、鮎壺公園（整備中）は、町内外の人に利用される都市公園であり、景観計画において景観に配慮した整備が必要な公園（景観重要公共施設）として指定されています。
- ・ 駿河平自然公園の吊橋と周辺の樹林地の風景や鮎壺の滝と桜や紅葉が一体となった風景は、本町の特徴的な美しい景観であり、町の魅力として町民に評価されています。



鮎壺の滝

■ 都市農業の振興

- ・農地は、長泉四ッ溝柿やクレマチス、長泉メロン、長泉大和芋、長泉白葱などの農業生産の場であり、本町の産業を支える重要な緑です。しかし、農地転用や耕作放棄地の増加により、農作物を生産する機能が失われつつあります。



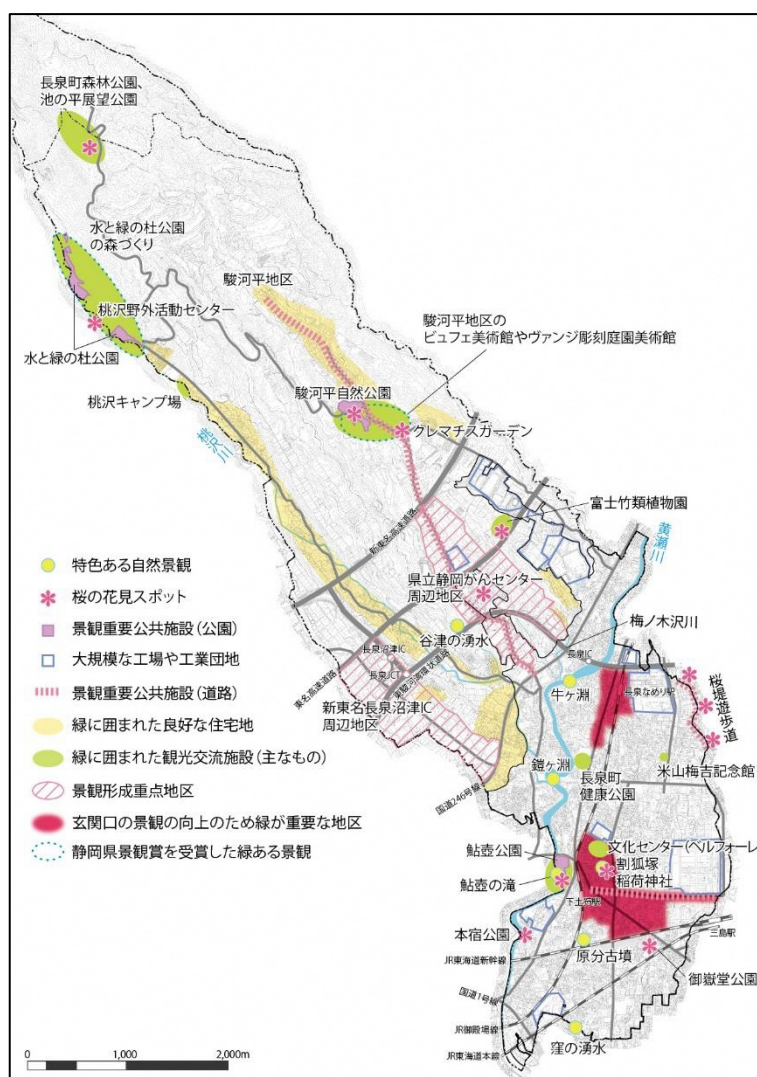
農地

■ 賑わいの創出・観光振興

- ・ 桃沢キャンプ場や水と緑の杜公園、長泉町森林公園、池の平展望公園、駿河平自然公園、鮎壺の滝などは、自然とふれあえる施設として観光振興にも寄与しています。
 - ・ 水と緑の杜公園や駿河平自然公園、長泉中央グラウンド、ニコニコ広場などの大規模なオープンスペースは、多くの人が訪れるイベント会場にも活用されています。
 - ・ 駿河平自然公園や長泉町森林公園、鮎壺公園、御嶽堂公園は、桜の花見ができる公園として親しまれています。
- 
- 長泉町森林公園、池の平展望公園



水と緑の杜公園でのイベント



経済・活力の維持に対応する緑の分布

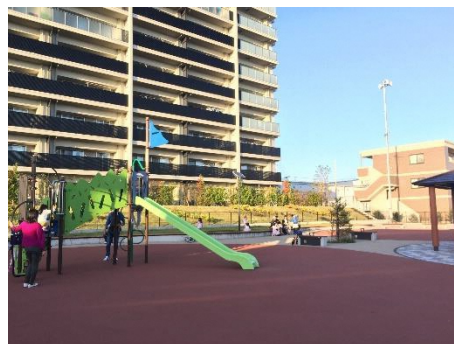
3－2 計画策定に向けた課題

緑の現状やアンケート結果等を踏まえた緑の評価、あるいは、上位・関連計画との整合、社会潮流の変化などを考慮して、計画策定に向けた課題を整理します。

（１）豊かな緑の保全、創出に関する課題

①公園の量と質の向上

- ・公園や緑地は、アンケート結果から多くの町民にとって将来に残したい環境、印象的な緑として認識されています。これまで整備を進めてきたものの、町民一人当たりの都市公園の面積の標準には達しておらず、他市町と比較しても整備水準が低い状況です。特に、市街化区域内でその傾向が顕著であり、徒歩圏（半径 250m）に公園・緑地がないケースもあることから、身近に緑の豊かさが感じられるまちを目指し、周辺のその他公園などの都市公園以外の公園や施設の状況も踏まえつつ、計画的に都市公園の整備に努めていく必要があります。
- ・しかし、市街化区域内は宅地化が進行し、まとまった規模の土地を取得することが困難な状況であるため、特に、居住を誘導する地域での公園等の計画的な整備や既存広場等の公園的な利活用を進め、潤いある緑豊かな住環境を実現することが必要です。
- ・既存の緑や周辺の公共施設の状況、地域住民のライフスタイル等を踏まえ、都市公園の防災・減災機能の向上、老朽化した公園施設の安全確保、住民ニーズの高い施設の整備など、都市公園の質を高めていくことが必要です。



中土狩第二広場

②湧水地や河川等の水辺の環境保全と魅力の向上

- ・町内の湧水地や鮎壺の滝、桃沢川、黄瀬川は、アンケート結果から多くの町民にとって将来に残したい環境・場所として認識されており、本町を特徴づける地域の資源として重要であるため、今後も自然環境を適切に保全していくことが求められます。
- ・河川には、伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに関連する資源も多いことから、本町固有の魅力をさらに高めるため、河川の適切な管理や緑の創出が必要です。



鮎壺の滝

③愛鷹山麓の樹林地や農地の保全

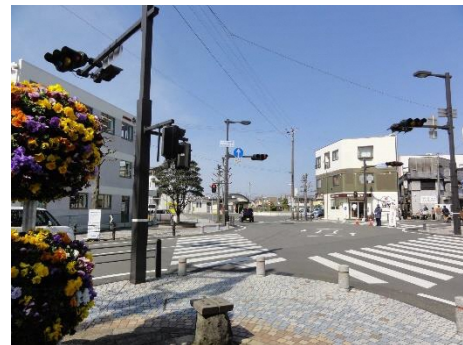
- ・愛鷹山麓では、多機能性を有する自然環境として、樹林地を保全するとともに、農地は農振農用地区域の維持などにより保全していく必要があります。



愛鷹山麓

④鉄道駅周辺の魅力ある環境づくり

- ・下土狩駅周辺や長泉なめり駅周辺、三島駅北口周辺では、町の玄関口として、交流やにぎわいの創出、良好な景観形成等を図るため、積極的な緑化やシンボルとなる緑ある景観の形成が必要です。



下土狩駅周辺

⑤歩きたくなる緑の連続性の確保

- ・本町では、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の関連計画において、「歩いて楽しいまちづくり」を目指していることから、歩きたくなる環境づくりのため、鉄道駅や公共施設、地域資源等を結ぶ道路沿道等において、既存の緑を活かしながら、積極的な緑化を図り、連続した緑の空間を確保することが必要です。



市街地内の住宅地

⑥快適な住環境を創出する市街地緑化の推進

- ・本町は、北部に豊かな自然が広がっている一方、市街地内では都市化が急速に進行してきたことから、市街地内におけるまとまった緑が少ない状況です。
- ・地域に潤いを与え、住環境の質や防災力等を高めるとともに、心身の健康増進等を図るため各住宅敷地内の緑化等も含め、市街地内を中心に身近な緑の保全や創出に取り組むことが求められます。

⑦歴史・文化を感じる緑の継承

- ・史跡や社寺の緑は、地域の歴史を伝える構成要素であることから、地域の歴史や文化を感じる緑として継承する必要があります。



社寺の緑

⑧緑のネットワークの形成

- ・生物多様性の確保のほか、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など、緑の有する機能が効果的に発揮されるよう、自然環境を有する樹林地や水辺と市街地の緑とをつなぐ緑のネットワークの形成が求められます。



街路樹による緑のネットワーク

（２）協働による魅力ある緑の活用、管理に関する課題

①シンボルとなる公園の活用

- ・水と緑の杜公園や駿河平自然公園、鮎壺公園等は、長泉ならではの自然環境を活かした公園であり、町のシンボルとして、自然にふれあうレクリエーションや観光交流等への活用が望まれます。
- ・長泉町健康公園や御嶽堂公園は、健康増進や地域交流の拠点としてさらに活用することが求められます。



駿河平自然公園

②町民や民間事業者による緑に関する活動の支援

- ・地域の緑や水辺の保全や創出等に関する活動に取り組んでいる町民や団体、民間事業者等が継続的に活動できるよう、活動への支援や人材育成等が求められます。
- ・良好な居住環境を創出するため、町民が自宅周辺の緑化等を進めることへの適切な支援が求められます。



小学生による田植え体験

③緑に関する情報発信や学習・体験の機会の創出

- ・緑の重要性の理解促進や緑を通じた地域への愛着や誇りを醸成するため、緑地や農地が有する多面的機能や史跡や社寺の緑にまつわる歴史・文化、環境に配慮することの重要性等について、情報発信や環境学習、緑とふれあう機会の創出等が必要です。
- ・特に、本町の将来を担う子どもの健やかな成長のため、幼稚園・保育園・こども園や学校等と連携し、植物の栽培等に関する指導者や協力者を募るとともに、継続的に緑に触れる機会を確保していくことが求められます。



④公園や緑を通じた地域コミュニティの醸成

- ・地域コミュニティの希薄化が進んでいること等を踏まえ、日常的な住民同士の憩いや交流、祭事やイベント等の会場、地域団体等による公園や緑地の管理等により、公園や緑を地域コミュニティの醸成に活用していくことが求められます。



水と緑の杜公園における森づくり

⑤多様な主体が連携したパークマネジメント^{注1}の推進

- ・子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進、地域コミュニティの醸成などに寄与するよう、町民や各種団体、民間事業者、町など、様々な主体が連携し、公園を管理運営していく「パークマネジメント」を推進し、各主体が得意分野を活かしながら公園の機能と魅力の向上に取り組む必要があります。
- ・身近な場所にある小規模な公園等においては、地域住民等と町が協働しながら維持管理に取り組み、効果的な公園の利活用につなげていくことが求められます。

注1 各公園の理念、基本計画、基本方針に則り、顧客である市民の利益を増進することを念頭に、管理運営の目標を明確にし、管理運営のあり方を戦略的に企画し、諸条件を踏まえた管理運営計画を立て、それを効果的、効率的に実践するとともに、実施成果を計画目標と比較・分析し、必要な軌道修正や対策を図ること。

第 4 章 基本的な考え方と将来像

4-1 基本的な考え方

本町の緑の保全、創出、活用等は、以下の考え方に基づき進めていきます。

（１）緑や水を活かした快適な環境の創造により、町の持続的発展につなげる

本町が持続的に発展・成長していくため、北部を中心に広がる樹林地や農地、河川等の自然環境を適切に保全するとともに、市街地内に緑や水を適切に配置することで、人々が安らぎや豊かさ、季節等を感じ、居住地や就業地、来訪地としての町の魅力向上につなげていきます。

（２）町民の安心・安全な暮らしや健康づくり、子育て環境の向上などにつなげる

災害時における避難路や避難場所、土砂災害や火災の延焼防止、雨水浸透による水害の未然防止など、緑が有する都市の安全性・防災性を高める機能、あるいは、町民のストレス解消や運動等による心身の健康増進を図る機能、子どもの健やかな成長に寄与する機能等が十分に発揮されるよう、緑の保全や創出、適切な維持管理等を進め、町民の安心・安全かつ健康的な暮らしや子育て支援につなげます。

（３）環境と共生する持続可能な社会づくりに貢献する

地球温暖化による気候変動、野生動植物の絶滅リスクの増加、生物多様性の喪失等、地球規模での環境問題が発生していることを踏まえ、本町においても緑地の環境保全機能が十分に発揮され、広域での環境問題の解決に貢献するよう努めます。また、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れるとともに、環境問題に対する町民の当事者意識の向上や具体的な取り組みへとつなげていきます。

（４）郷土愛の醸成や地域コミュニティの活性化につなげる

伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに認定されたジオサイトや社寺を構成する鎮守の森など、地域の特徴的な緑や水辺は、特徴を活かしつつ保全と活用を進め、町のアイデンティティの形成や郷土愛の醸成につなげます。また、公園・緑地等を地域交流やコミュニティ形成の場に効果的に活用し、地域コミュニティの活性化を図ります。

（５）町民・事業者・行政等の協働により、緑と水を守り育てる

自然環境の保全や公園・緑地等の維持管理、緑の創出等にあたっては、行政だけでなく、町民や事業者の理解と協力が必要であることから、町民・事業者・行政等の協働により緑の保全、創出、活用等を図ります。

4-2 長泉町が目指す緑の将来像

上記の基本的な考え方を踏まえ、本町が目指す緑の将来像を以下のように掲げます。

＜将来像テーマ＞

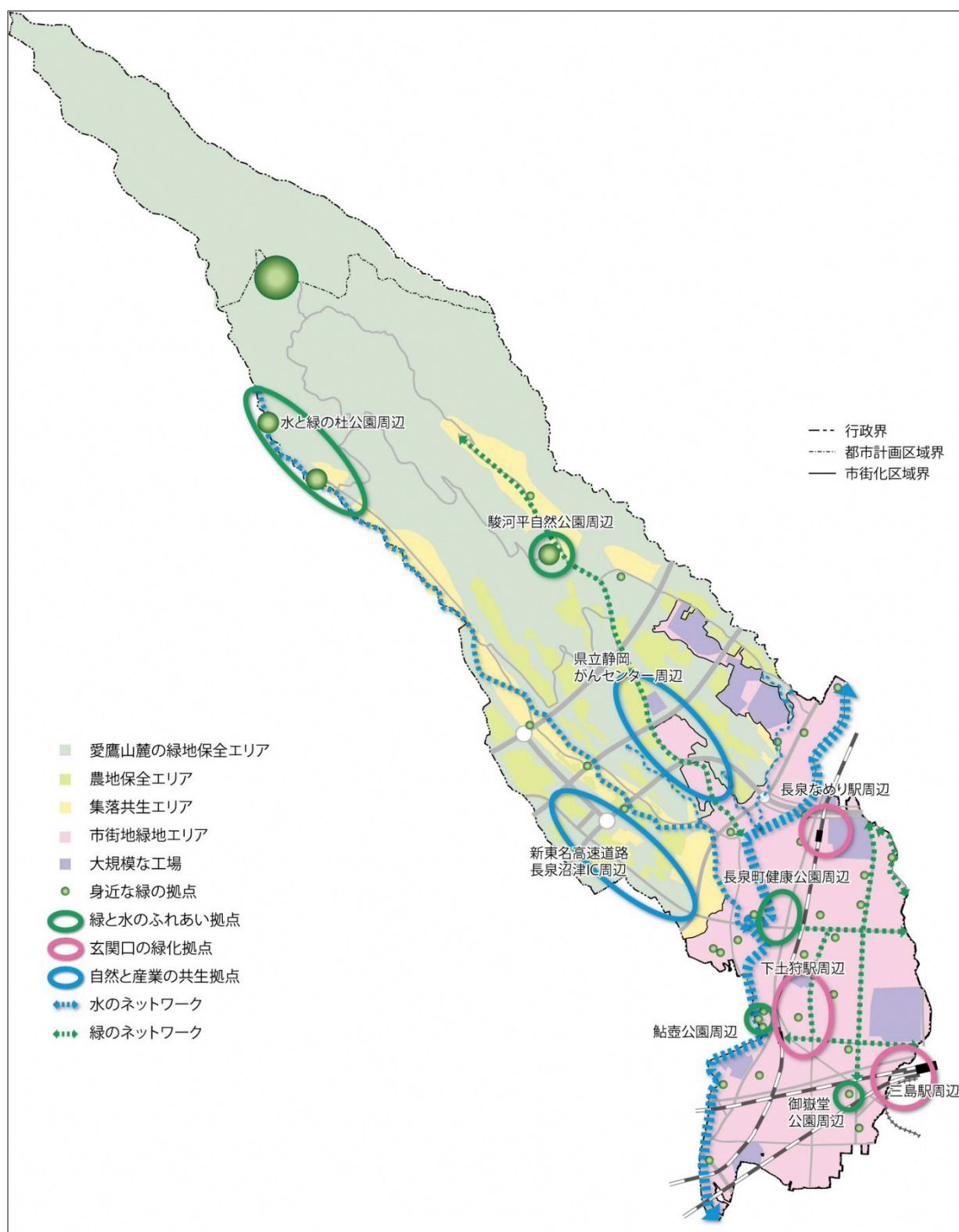
富士山や愛鷹山の豊かな水と緑を守り育て 人と自然が共生するまち

- ・愛鷹山麓では、本町を支える豊かな自然を大切に守りつつ、観光交流や自然とのふれあい、農業生産などの場として効果的に活用します。
- ・富士山や愛鷹山を源とする豊かな水や緑の恵みを市街地内に引き入れ、都市の利便性と緑による快適性を兼ね備えた魅力ある市街地環境を創出します。
- ・子どもからお年寄りまで誰もが町の緑や水に愛着を持ち、町民や事業者、行政等の協働で、緑や水を守り育てていきます。
- ・水や緑の保全、創出、活用等により、地球温暖化対策や生物多様性の保全などに貢献する、持続可能な地域づくりを進めていきます。

本町の将来像は、以下の要素で構成します。

- 「エリア」 …自然環境や土地利用など、本町の地域特性を捉えた面的な要素
- 「拠点」 …一団の緑や人々と緑の交流の場など、本町の緑にとって重要な場所
- 「ネットワーク」 …拠点を結び、緑や水の骨格となる線的な要素

分類	要素
①緑のエリア	愛鷹山麓の緑地保全エリア
	農地保全エリア（まとまった農地）
	集落地共生エリア（緑に囲まれた住宅地・集落地）
	市街地緑化エリア（市街地）
	大規模な工場
②緑と水の拠点	身近な緑の拠点（都市公園）
	緑と水のふれあい拠点（シンボルとなる公園とその周辺）
	玄関口の緑化拠点（鉄道駅周辺）
	自然と都市の共生拠点（産業集積を図る地域）
③緑と水のネットワーク	水のネットワーク（骨格を形成する河川）
	緑のネットワーク



緑の将来像図

①緑のエリア

■ 愛鷹山麓の緑地保全エリア

- ・本町を代表する豊かな緑が適切に守られ、愛鷹山越しに望むことのできる富士山が町民の誇りになることを目指します。
- ・水源の涵養、土砂災害の防止、レクリエーションの場、生物多様性の確保など、多種多様な機能が発揮されるよう、樹林地の適正な管理を進めます。



愛鷹山麓と富士山

■ 農地保全エリア（まとまった農地）

- ・まとまった農地が都市の貴重な自然環境を形成し、多様な生態系や農ある風景を保全します。
- ・町の特産農産物の産地となるほか、農を通じた交流が活発化し、都市農業の振興に寄与することを目指します。



農地

■ 集落地共生エリア（緑に囲まれた住宅地・集落地）

- ・愛鷹山麓の樹林地や農地と調和した、緑豊かでゆとりある住環境の形成を図ります。



緑豊かな集落地

■ 市街地緑化エリア（市街地）

- ・役場や学校などの公有地、庭先や店先などの民有地で緑化が進み、暮らしの身近なところに花と緑があふれ、潤いと憩いの感じられるまちを目指します。
- ・公園や運動場などのオープンスペースを一時避難場所として各所に確保するとともに、延焼防止に役立つよう、避難路となる生活道路沿道の緑化を進めます。
- ・湧水地、古木・大木、桜並木、社寺林、眺望地点、ジオサイト等の緑や水に関する地域資源を保全・活用することにより、町固有の自然や歴史・文化を感じる景観が形成され、観光交流の活性化を目指します。



市街地内の花壇

■ 大規模な工場

- ・民間事業者との連携により、緑を確保し、緩衝帯としての役割を果たすとともに、市街地の緑との連続性の確保を図ります。



工場周辺の緑地

②緑と水の拠点

Ⅰ身近な緑の拠点（都市公園）

- ・子どもから高齢者まで町民一人ひとりが気軽に楽しめる公園が身近な場所にあり、遊び、健康づくりなど、ライフスタイルに合った多様な時間を過ごすことのできる環境を目指します。
- ・公園はユニバーサルデザインに配慮するとともに、見通しが良く、明るく安全に整備し、誰もが安心して過ごせる空間づくりを目指します。
- ・地域団体などとの協働により、持続的な公園の管理と活用を図ります。
- ・町民による花壇づくりなどを通じて、地域コミュニティの醸成につなげます。



尾尻公園



水と緑の杜公園

Ⅱ緑と水のふれあい拠点（シンボルとなる公園とその周辺）

- ・水と緑の杜公園周辺、駿河平自然公園周辺、鮎壺公園周辺は、自然環境と緑が一体となって、自然と都市の共生のシンボルとなる景観を形成するとともに、自然とのふれあいが楽しめる場として、町内外から多くの人々が訪れる公園を目指します。
- ・長泉町健康公園周辺、御嶽堂公園周辺は、緑豊かな環境で、楽しく安全に健康づくり活動やスポーツ、レクリエーションに親しめる場として多くの人に利用され、町のシンボルを目指します。



長泉町健康公園

Ⅲ玄関口の緑化拠点（鉄道駅周辺）

- ・下土狩駅周辺、長泉なめり駅周辺、三島駅北口周辺は、町の顔となる良好な景観が形成され、町民や来訪者に潤いを与えるよう、重点的に緑の創出を図ります。



長泉なめり駅周辺

Ⅳ自然と産業の共生拠点（産業集積を図る地域）

- ・県立静岡がんセンター周辺、新東名高速道路長泉沼津IC周辺は、周辺の自然環境や農地と調和し、新たな活力の拠点にふさわしい、良好な緑の空間の形成を図ります。



県立静岡がんセンター周辺

③緑と水のネットワーク

Ⅰ水のネットワーク

- ・黄瀬川や桃沢川は、町の骨格となるとともに、愛鷹山麓の自然環境と市街地の個性ある緑をつなげる軸として、保全し、効果的に活用することを目指します。
- ・エコロジカルネットワーク^{注1}の観点やヒートアイランド抑制効果等を踏まえ、市街地内に河川等の水辺のネットワークを形成していきます。
- ・桜堤や黄瀬川沿いの遊歩道など、水辺が町民に親しまれ、心身の健康増進やレクリエーションに活用されることを目指します。



黄瀬川

Ⅱ緑のネットワーク

- ・緑化された道路等が、町内の多様な緑を相互につなげ、緑豊かな景観を形成するとともに、防災機能や生態系を維持する機能を十分に発揮することを目指します。
- ・緑のネットワークを形成することにより、町民の安全で快適な生活の実現、生物多様性の保全、賑わいや交流の創出に寄与することを目指します。



桜堤遊歩道

注1 生物の生息・生育空間（森林、農地、都市内の緑地、河川など）を相互に連結することによって、生態系の維持・保全を図り、生物の多様性を図ろうとする構想やその実践活動。

4-3 基本方針

基本理念に基づき、将来像を実現するためには、さまざまな人が関わるなかで、大切な緑を守り、次世代に伝え、緑を創り、緑を結び、緑に関わる人を育み、緑を活かすことが求められます。そこで、本町の緑に関する取り組みについて、3つの基本方針を設定します。

基本方針1 緑を守る・伝える

- ・本町を印象づける愛鷹山麓の樹林地、河川、並木道は、それらが有する環境、防災、レクリエーション、景観形成などの機能を十分に発揮させるよう、適切に保全します。
- ・農地は、多面的機能を発揮できるよう適切に保全します。
- ・古木・大木、歴史文化資源とともにある樹林地、伊豆半島ユネスコ世界ジオパーク関連資源、本宿用水などの水辺は、地域の歴史や文化等を伝える緑や水辺として保全します。
- ・緑豊かな住宅地や既存集落地は、緑豊かで潤いある環境を保全します。
- ・生物多様性の保全や環境問題への対応に寄与するため、樹林地や農地、河川について、動植物の生息・生育環境や都市における貴重な自然環境として保全します。また、防災面等でやむを得ず整備を行う場合にも、自然環境や生物多様性の保全等に配慮します。

基本方針2 緑を創る・つなげる

- ・本町が目指すまちづくりの考え方を踏まえて必要な公園の整備を進めるとともに、既存の公園においては、子育て支援や健康づくりなど、地域の実情に応じて必要とされる公園の機能を見直し、質の向上を図ります。
- ・住宅地や企業の敷地内緑化、駅前広場や道路などの公共用地の緑化により、身近に緑を感じられ、快適に住み働ける環境づくりを進めます。
- ・水辺や道路等を活用して緑や水辺のネットワークを形成するとともに、町民の健康づくり等を促します。
- ・避難や延焼防止等に役立つ公園やオープンスペース、避難路となる道路の緑を確保します。

基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

- ・子育て支援、健康づくり、環境学習、観光交流、コミュニティの醸成など、町民が地域のために行う活動の場として緑や公園等を積極的に活用します。
- ・町民等による主体的な緑化に関する活動を推進するとともに、多様な主体が関わり、緑を活かし育む仕組みや機会を創出します。
- ・緑や水辺に関する町民の意識の向上を図ります。特に、将来を担う子どもたちが緑に関わる機会を確保し、緑の重要性等への理解を促進します。

4-4 緑の目標水準

緑の将来像の実現に向けて、3つの基本方針ごとに一定の目標水準を掲げ、施策の計画的かつ効率的な推進を図っていきます。

目標水準は、計画の目標年次である令和22（2040）年度とその中間の令和12（2030）年度における水準を定めます。さらに、超長期的な目標として令和23（2041）年度以降を想定した目標水準も設定します。

基本方針1 緑を守る・伝える

◆目標指標1-1◆

樹林地や農地が減少傾向にある中、公園・広場等の整備により、都市計画区域における緑地の割合の現状維持を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域における 緑地の割合	56.06%	56%	56%	56%
	平成29年度末	令和12年度末	令和22年度末	令和23年以降
【指標の定義】 都市計画区域に占める「施設緑地及び地域性緑地の合計」の割合				

◆目標指標1-2◆

身近な緑の保全・創出等により、多くの町民が緑豊かだと感じる住環境の形成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
住まいのまわりが「緑豊か」 だと思う町民の割合	71.1%	75%	80%	80%以上
	平成30年度	令和12年度	令和22年度	令和23年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「森林や川、農地、公園、街路樹や花壇、庭や店先の花や緑など、あなたの住まいのまわりが『緑豊か』だと思いますか」で、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した町民の割合（「わからない」「無回答」を除く）				

基本方針 2 緑を創る・つなげる

◆目標指標 2－1◆

計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
都市計画区域内における 住民一人あたり都市公園面積	6.87 ㎡/人 平成 29 年度末	8.0 ㎡/人 令和 12 年度末	9.3 ㎡/人 令和 22 年度末	10.0 ㎡/人 令和 23 年以降
【指標の定義】 都市計画区域内都市公園面積÷都市計画区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標 2－2◆

市街地内において計画的に都市公園を整備し、将来的には「長泉町都市公園条例」及び「長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則」で定める標準水準の達成を目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
市街化区域内における 住民一人あたり都市公園面積	1.42 ㎡/人 平成 29 年度末	2.7 ㎡/人 令和 12 年度末	4.0 ㎡/人 令和 22 年度末	5.0 ㎡/人 令和 23 年以降
【指標の定義】 市街化区域内都市公園面積÷市街化区域人口（目標値の人口は社人研推計による）				

◆目標指標 2－3◆

立地適正化計画で定める居住誘導区域において、身近に都市公園がある住環境を形成します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
居住誘導区域における 都市公園誘致圏カバー率	52.3% 平成 29 年度末	55% 令和 12 年度末	70% 令和 22 年度末	80% 令和 23 年以降
【指標の定義】 居住誘導区域における都市公園誘致圏（街区公園：250m、近隣公園：500mとして計算）のカバーする範囲の割合				

基本方針 3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

◆目標指標 3－1◆

より多くの町民が、公園や遊歩道等の町内の緑や水辺を利用し、緑の機能を享受することを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
町内の緑や水辺に親しめる場所 所を利用している町民の割合	40.0%	50%	60%	60%以上
	平成 30 年度	令和 12 年度	令和 22 年度	令和 23 年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「公園や川沿いの遊歩道など、町内の緑や水辺に親しめる場所を利用していますか」で、「よく利用している」「ときどき利用している」と回答した町民の割合（「無回答」を除く）				

◆目標指標 3－2◆

より多くの町民が、自宅で緑に親しむことを目指します。

指標	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
自宅で緑に親しむ 町民の割合	59.7%	70%	80%	80%以上
	平成 30 年度	令和 12 年度	令和 22 年度	令和 23 年以降
【指標の定義】 町民意識調査の設問「ご自宅で、庭や菜園づくり、ベランダや室内での植物の栽培、生垣など、植物に親しんでいますか」で、「親しんでいる」と回答した町民の割合				

第5章 将来像の実現に向けた施策

5－1 施策の体系

本町が目指す緑の将来像の実現に向けて、次のような施策の推進を図ります。



個別施策

対応するSDGsの
目標

①愛鷹山麓の森林の保全

②河川の自然環境の保全



①丘陵地に広がる優良農地の保全

②市民農園等による遊休農地の有効活用



①天然記念物等の貴重な緑の保全・継承
③鮎壺の滝などの地域を特徴づける水辺の保全・活用

②社寺境内地等の保全・活用



①桜やイチョウなどの並木の保全



①集落地における生け垣や庭木等の保全

②駿河平地区における潤いある住環境の保全



①大規模開発等における緑や水辺の保全に関する指導



①身近な都市公園の計画的な整備
③既存公園の計画的な長寿命化や更新
④公園におけるユニバーサルデザイン化の推進
⑤民間活力を活かした公園施設整備の検討

②町のシンボルとなる公園の整備・活用



①町の玄関口における緑化の推進

②住宅における緑化の促進

③公共施設における緑化の推進

④工業地における緑地の確保

⑤都市施設の整備や開発等に合わせた緑化の推進



①小規模な緑地・広場等の整備・活用

②民有地の緑を地域で活用する仕組みの検討

③暫定的な緑地の確保方策に関する研究



①街路樹の保全と見直し

②緑や水辺の散策コース等の整備・充実

③花による道路緑化の推進



①避難路・避難地としての緑の確保・強化

②公園の防災機能の確保



①都市公園の管理・運営における民間活力導入の検討

②公園を活用したイベント等の開催

③公園を活用した地域コミュニティの醸成

④パークマネジメントの推進



①自然とふれあう施設の充実

②緑を活かした観光交流等の推進



①緑のカーテンの普及促進

②住宅の緑化を楽しむ環境づくり

③庭木等のマッチングサービスの検討

④地域に適した緑化方策の研究



①緑や水辺に関する情報発信

②緑に関する体験・学習の推進

③イベント等を通じた普及・啓発と意識の醸成

④緑化活動に対する表彰等の推進



①緑化活動団体の支援

②アダプト制度などによる緑や水辺の維持管理



5-2 施策の内容

本町が目指す緑の将来像の実現に向けて取り組む施策の内容を以下に示します。なお、基本施策ごとに関連する SDGs の目標を表示します。

基本方針1 緑を守る・伝える

（1）豊かな自然の緑と水辺の保全



①愛鷹山麓の森林の保全

愛鷹山麓の森林は、市街地の背景や緑の骨格を形成するとともに、水源涵養をはじめ、温室効果ガスの吸収や生物多様性の保全等、様々な面で本町の環境維持に大きく寄与していることから、森林整備計画等に基づき間伐等の維持管理を行い、今後も保全していきます。

<主な取組>

- ・森林整備計画に基づく森林の保全



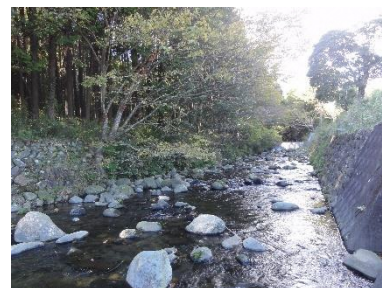
愛鷹山麓

②河川の自然環境の保全

黄瀬川や桃沢川等の河川は、定期的に水質環境をチェックするとともに、水源の保全や下水道施設の整備等により、水質・水量等の保全に努めます。

<主な取組>

- ・河川における定期的な水質検査の実施と適切な対応
- ・汚水処理施設の整備や適切な維持管理
- ・水源となる森林の保全・管理



桃沢川

（2）農地の保全



①丘陵地に広がる優良農地の保全

丘陵地を中心に広がる農地は、担い手への農地集積や優良農地の適正管理、農業振興方策の実施等により、農地としての保全を図ります。

<主な取組>

- ・農業振興地域整備計画に基づく農用地の保全
- ・担い手への農地の集積
- ・地産地消等の農業振興策の推進



農地

②市民農園等による遊休農地の有効活用

市民農園等の栽培活動は、町民のレクリエーション等に寄与することから、既存農園の利用を促進するとともに、市民農園や共同の菜園の新規開設や運営の相談等に対応し、遊休農地の有効活用を図ります。

<主な取組>

- ・市民農園等に関する情報発信
- ・市民農園等の開設や運営等に関する相談対応



（３）地域固有の緑や水辺の保全・継承



①天然記念物等の貴重な緑の保全・継承

県指定天然記念物である「下土狩のイチョウ」や地域のランドマークとなっている古木や大木等は、地域の歴史や文化を伝え、郷土愛を育む緑として、適切に保全し、次世代に継承していきます。

<主な取組>

- ・天然記念物の指定継続
- ・景観法に基づく景観重要樹木の指定の検討



下土狩のイチョウ

②社寺境内地等の保全・活用

地域の歴史を伝え、市街地内の貴重な緑である社寺林は、地域等との協働により適切に保全するとともに、社寺境内地の緑地を日常的な地域住民の交流や憩いの場として有効に活用します。

<主な取組>

- ・景観法に基づく景観重要樹木の指定の検討
- ・社寺境内地の公園的活用の検討
- ・地域住民との協働による維持管理



市街地の社寺林

③鮎壺の滝などの地域を特徴づける水辺の保全・活用

伊豆半島ユネスコ世界ジオパークに認定されたジオサイトである鮎壺の滝や牛ヶ淵、鎧ヶ淵や窪の湧水等は、市街地に残る貴重な水辺であり、地域の歴史や地形・地質の特徴を表す資源です。また、本宿用水等の歴史的な農業用水も残されています。

これらの水辺資源は、地域住民や事業者、各種団体等との協働により美化し、維持・保全するとともに、観光交流のほか、自然や郷土史を学ぶ学習等に活用していきます。



鮎壺の滝

<主な取組>

- ・ジオサイトに関する情報発信
- ・町民や各種団体等との協働による水辺の美化活動等の実施
- ・ジオサイトや本宿用水等を活用した自然や郷土史の学習等の開催
- ・ジオサイト周辺の環境整備



窪の湧水

（４）四季を感じる緑の保全



①桜やイチヨウなどの並木の保全

桜堤の桜や駿河平のイチヨウ等の並木道は、季節の変化を感じられる市街地や住宅地内の一団の緑として、協働による維持管理を行い、適切に保全していきます。

<主な取組>

- ・協働による並木道の維持管理
(町：剪定等、地区：落ち葉拾い等)



駿河平のイチヨウ並木

（５）緑豊かな住宅地、集落地等の保全



①集落地における生け垣や庭木等の保全

農地や里山等に囲まれた既存集落地は、住宅敷地内やその周辺の生け垣や花木等の保全を図るとともに、これらの維持管理をサポートする仕組みづくりを検討します。

<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・住宅敷地内における樹木等の維持管理支援方策の検討
- ・樹木の適切な維持管理に関する情報発信・啓発



元長窪の集落地

②駿河平地区における潤いある住環境の保全

駿河平地区は、地区計画制度や街づくり協定等を維持し、ゆとりある住宅地の形成と住宅地内の緑地の確保に努め、潤いある住環境を保全します。

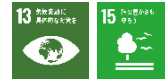
<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・地区計画制度と街づくり協定の適切な運用



駿河平

（６）緑や水辺の保全に配慮した開発等の誘導



①大規模開発等における緑や水辺の保全に関する指導

北西部の森林は、開発を抑制しつつ、保全を図ることを基本としますが、止むを得ず森林等の伐採を行う場合は、土地利用事業指導要綱等に基づき、適正な土地利用を誘導します。

また、緑や水辺への影響を最小限に抑えるため、国や県、庁内各課等と連携して開発者への指導を行います。

<主な取組>

- ・土地利用事業指導要綱に基づく土地利用の誘導
- ・都市計画法等に基づく開発行為に関する指導

基本方針2 緑を創る・つなげる

（１）緑の拠点となる公園・緑地の整備と改善

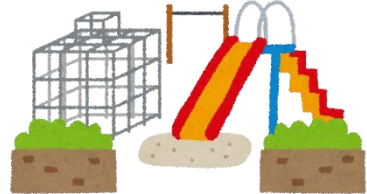


①身近な都市公園の計画的な整備

既存の都市公園の配置状況や居住誘導の考え方等を踏まえ、都市公園が不足している地域において、街区公園等の身近な都市公園を整備します。

<主な取組>

- ・街区公園の整備（本宿にこここ公園など）
- ・近隣公園の整備（鮎壺公園など）
- ・都市公園の不足する地域における街区公園等の整備



②町のシンボルとなる公園の整備・活用

水と緑の杜公園は、在来種による森づくりを進め、駿河平自然公園等とともに豊かな自然とのふれあいが楽しめる公園として活用します。また、鮎壺の滝の隣接地に鮎壺公園を整備し、市街地内でのレクリエーションや休憩、観光交流等に活用します。

長泉町健康公園や御嶽堂公園は、健康増進や住民の交流を育む公園として適切な管理や利用促進を図るとともに、必要に応じて再整備を検討します。

<主な取組>

- ・鮎壺公園の整備
- ・水と緑の杜公園における森づくり
- ・水と緑の杜公園や駿河平自然公園における各種イベント等の開催
- ・御嶽堂公園の再整備の検討



水と緑の杜公園



長泉町健康公園

③既存公園の計画的な長寿命化や更新

整備から長期間経過した公園が増加していることから、公園施設長寿命化計画の策定を検討し、長期的な視点で計画的な補修や更新等を行います。また、必要に応じて、子どもの安全な遊び場の確保や防災機能の向上など、住民ニーズを踏まえた公園機能を充実させることを検討します。

<主な取組>

- ・公園施設長寿命化計画の策定検討
- ・計画的な公園施設の補修、更新
- ・既存公園の再整備の検討



惣ヶ原公園

④公園におけるユニバーサルデザイン化の推進

誰もが安心して公園の効用を享受できるよう、公園の園路や主要施設などについてユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

<主な取組>

- ・公園の園路や主要施設等のユニバーサルデザイン化の推進



中土狩第二広場

⑤民間活力を活かした公園施設整備の検討

都市公園の効率的な整備や魅力向上等を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）や設置管理許可制度、PFI 事業等の活用を検討します。

<主な取組>

- ・公園施設の整備における民間活力導入可能性の調査



都市公園における民間活力導入例
（東京都／上野恩賜公園）

（２）市街地における緑化の推進



①町の玄関口における緑化の推進

町の玄関口である鉄道駅周辺や新東名高速道路の長泉沼津 IC 周辺は、来訪者に対して快適な印象を与えることができるよう、高木植栽や壁面緑化、花を使った修景等により、緑化を推進します。また、無機質な印象を改善するため、鉄道駅周辺の駐車場の緑化を促進します。

<主な取組>

- ・鉄道駅周辺における高木植栽や壁面緑化等の推進
- ・ハンギングバスケットや地域住民との協働で管理する花壇等による美化
- ・鉄道駅周辺における駐車場の緑化を促す制度の創設検討
- ・景観形成重点地区計画（新東名長泉沼津 IC 周辺地区）に基づく緑化の誘導



下土狩駅前



新東名長泉沼津 IC 周辺地区

②住宅における緑化の促進

まち並み景観の向上や住宅地の防災機能の向上のため、住宅敷地内の生垣設置を促進します。また、苗の配布や情報発信等により、緑のカーテンやプランターを使った緑化、庭木の植栽等を促進します。

さらに、マンション等の大規模建築物は、周囲に与える影響が大きいことから、景観法及び長泉町景観条例等に基づき敷地の緑化等を誘導します。

<主な取組>

- ・住宅敷地内の生垣設置補助
- ・緑のカーテンの苗の配布
- ・住宅敷地内における緑化の支援・啓発
- ・景観法及び長泉町景観条例に基づく大規模建築物の緑化の誘導



緑化された住宅



マンション周囲の緑化

③公共施設における緑化の推進

公共施設は、緑化について先導的な役割を果たすことが求められることから、積極的な緑化に努め、快適な環境を整備するとともに、町民の緑化意識の醸成を図ります。

また、将来の長泉町を背負う子どもたちが身近に緑を感じることができるよう、幼稚園・保育園・こども園や学校等において、園庭や校庭等の緑豊かな環境づくりを検討します。

<主な取組>

- ・公共施設における緑化の推進と適切な維持管理
- ・幼稚園・保育園・こども園、学校等の園庭、校庭における緑豊かな環境づくりの検討



長泉町役場

④工業地における緑地の確保

大規模な工場等では、工場立地法による届け出や景観法及び長泉町景観条例等に基づき建物や敷地内の緑化を誘導します。また、工場敷地内の緑地を一般に開放する仕組みづくりについて検討します。

<主な取組>

- ・工場立地法や景観法及び長泉町景観条例等に基づく工場敷地内の緑化の誘導
- ・工場敷地内の緑地の一般開放に関する仕組みの検討



工場周囲の緑地

⑤都市施設の整備や開発等に合わせた緑化の推進

都市計画道路等の都市施設整備や開発等が行われる場合は、整備・開発にあわせて公園・緑地の配置や街路樹植栽、民間敷地内の緑化等を進め、快適な市街地環境を創出します。

<主な取組>

- ・都市計画道路の整備にあわせて道路の緑化や広場等の整備
- ・都市計画法等に基づく開発行為に関する指導



(都)池田終線に植栽された街路樹

(3) 身近な緑の確保



①小規模な緑地・広場等の整備・活用

都市公園の整備用地を確保することが難しい市街地内を中心に、小規模な空地を活用した緑地・広場等を整備し、住民や歩行者等が憩い、休息する場として活用します。

なお、小規模な緑地の整備にあたっては、周囲の類似施設等との機能分担に配慮します。

<主な取組>

- ・小規模な空地を活用した緑地・広場等の整備



ポケットパーク

②民有地の緑を地域で活用する仕組みの検討

緑化された個人の庭を一般の方に公開するオープンガーデン制度など、民有地の緑を地域の緑として活用する仕組みを検討します。

<主な取組>

- ・オープンガーデン制度の仕組み検討



オープンガーデンの例
出典：長野県小布施町 HP

③暫定的な緑地の確保方策に関する研究

市街地内の緑地を確保するため、空き地や住宅及び店舗等の低未利用空間、荒れた樹林地等について、利用方法が決まるまでの期間、地域に開かれた暫定的な緑地として町民等が管理・活用できる仕組み等について研究します。

<主な取組>

- ・暫定的な緑地の確保方策に関する事例調査
- ・市街地内の低未利用空間に関する実態調査の検討



低未利用地の暫定活用例
(カシニワ制度／千葉県柏市)
出典：グッドライフアワード（環境省）HP

（４）緑や水辺のネットワークの形成



①街路樹の保全と見直し

幹線道路等の既存の街路樹は、まち並み景観の向上や緑陰の形成による日差しの緩和、生物多様性の保全、騒音の緩和、延焼防止等、多くの効果が発揮されるよう、適切に維持管理を行います。また、交通安全やバリアフリーなどの観点から撤去や植え替えが必要な街路樹は、計画的に樹木の更新をします。

＜主な取組＞

- ・街路樹の適切な維持管理
- ・街路樹の樹種や配置の見直し



(都)下土狩文教線の街路樹

②緑や水辺の散策コース等の整備・充実

黄瀬川沿いや桜堤の遊歩道、緑化した道路等の整備や維持管理を進め、公園や緑地、公共公益施設等を結ぶことで、水と緑のネットワークを形成し、健康づくり等を促します。

＜主な取組＞

- ・黄瀬川遊歩道の整備
- ・桜堤遊歩道の維持管理
- ・散策コースの設定及び案内サイン等の充実



桜堤遊歩道

③花による道路緑化の推進

彩りある美しい景観を創出するため、県立静岡がんセンター周辺におけるフラワーロード事業を継続するほか、(都)下土狩文教線におけるハンギングバスケットの適切な維持管理等を行い、緑のネットワークの一部を構成します。

＜主な取組＞

- ・協働によるフラワーロード事業の実施
- ・(都)下土狩文教線のハンギングバスケットの維持管理



県立静岡がんセンターと花壇

（５）緑と水辺の防災機能の強化



①避難路・避難地としての緑の確保・強化

避難路では、ブロック塀の倒壊等による遮断を防止するために、避難路沿道の生垣化等を促進します。また、社寺境内地や地域の広場等は、災害時の一時的な避難場所として協働による管理を進め、安全性の確保を図ります。

<主な取組>

- ・ 避難路沿道の生垣化の補助（補助額の上乗せ検討）
- ・ 地域住民等との協働による社寺境内地や広場等の維持管理



住宅周囲の生け垣

②公園の防災機能の確保

地域防災計画や地域の自主防災組織の意向等を踏まえ、公園は一時避難地として安全性を確保し、必要に応じて、災害応急対策に必要な施設の設置を検討します。

<主な取組>

- ・ 公園の一時避難地としての安全性確保
- ・ 必要に応じた災害応急対策施設の設置検討



基本方針3 みんなで緑を魅力的に活かす・育む

（１）公園の効果的な活用



①都市公園の管理・運営における民間活力導入の検討

都市公園の質や魅力を高めるため、大規模な都市公園の管理や運営にあたっては、公募設置管理制度（Park-PFI）や管理許可制度等、民間活力の導入を検討します。

＜主な取組＞

- ・都市公園の管理・運営における民間活力の導入可能性調査の実施



都市公園における民間活力導入例
（豊島区／南池袋公園）

②公園を活用したイベント等の開催と町民活動の促進

幅広い世代に公園を有効活用してもらえよう、イベントの開催等を通じて公園の活性化を図ります。また、町民団体等が公園を活用して趣味活動や健康づくり等を行うことを促進します。

＜主な取組＞

- ・公園における各種イベント等の開催
- ・公園における町民団体等の活動の促進（情報発信等）



水と緑の杜公園におけるイベント

③公園を活用した地域コミュニティの醸成

日常的な住民の交流や祭事・イベントの開催、地域や団体による公園・緑地の管理等により、公園や緑を地域コミュニティの醸成に活用していきます。

＜主な取組＞

- ・公園における地域の祭事やイベント等の開催
- ・公園の管理・運営を通じた地域コミュニティの醸成
- ・公園への地域のための花壇や果樹園等の整備



出典：三島市 HP
コミュニティガーデンの例

④パークマネジメントの推進

大規模な公園を中心に、町民や団体、事業者、行政等、様々な主体が連携して公園を管理・運営するパークマネジメントを推進し、公園の機能と魅力の向上に努めます。

特に、子どもや子育て世代の意見にも配慮して公園の管理・運営に取り組むほか、管理につながるイベントの開催等により、子どもや子育て世代の参画を促します。

<主な取組>

- ・公園におけるパークマネジメント組織の設立検討
- ・子どもや子育て世代が公園の管理・運営に参画する仕組みづくり



【パークマネジメントのイメージ】

パークマネジメント組織

町民・地域住民・各種団体等の皆さん

●公園の維持管理

- ✓ 清掃
- ✓ 草刈り・落ち葉拾い
- ✓ 生け垣の剪定 など



●利用促進・イベントの開催

- ✓ フリーマーケット
- ✓ マルシェ
- ✓ 地区の祭事
- ✓ 子どもの遊びイベント
- ✓ ミニコンサート など



●公園の運営

- ✓ 公園のルール作り
- ✓ 予約の管理
- ✓ 会議の開催 など



行政

●地域の皆さんでは難しい作業

- ✓ 樹木の剪定
- ✓ 施設の修繕・改修
- ✓ 許可・申請等の手続き
- ✓ 違法行為の取り締まり など

●活動等の支援

- ✓ 広報・周知等への協力
- ✓ 会議等の開催支援
- ✓ 物品・道具等の提供 など

<参画主体（イメージ）>

- ・地元自治会
- ・（仮）管理運営サポーター（町民から募集）
- ・地元子ども会
- ・NPOなどの町民団体（子育てサークル、緑化団体、まちづくり団体など）
- ・指定管理者制度や設置管理許可制度等により、公園の管理や運営に関連する事業者
- ・近隣事業者
- ・長泉町（必要に応じて静岡県や国）

（２）緑を活かしたレクリエーションや交流の推進



①自然とふれあう施設の充実

桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センター等は、自然散策や川遊び、キャンプ等の野外活動を楽しむことのできる施設であることから、森林や河川等の適切な維持管理を進めるとともに、自然環境等に配慮しつつ、安全性や利便性の向上を図ります。

また、施設の運営には民間のノウハウを取り入れ、利用促進を図ります。

<主な取組>

- ・ 桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センターにおける利便性の向上
- ・ 桃沢キャンプ場や桃沢野外活動センターにおける指定管理者制度の継続



桃沢キャンプ場①



桃沢キャンプ場②

②緑を活かした観光交流等の推進

町北部の丘陵地は、豊かな自然が残され、駿河湾や市街地を望む良好な眺望景観を楽しむことができることから、つるべ落としの滝や池の平展望公園等を巡る森林のハイキングや農を活かした観光交流、集落や里山を散策し、地域住民との交流を楽しむフットパス^{注1}等、町民や来訪者が緑を活かしたレクリエーションを楽しむ場の創出に努めます。

<主な取組>

- ・ 既存のハイキングコースの維持管理及び安全性の確保
- ・ 農作業体験等のアグリツーリズムの推進
- ・ フットパスコースづくりの検討



つるべ落としの滝

注1 イギリスで発祥した『地域に残るありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径（こみち）』のこと。特に、里山や森林地帯、古い町並みなど、昔からその地域に残るありのままの風景の中を楽しみながら歩くことのできるコースが設定されることが多い。来訪者と地域住民との温かな触れ合いも楽しみの一つであり、地域住民の郷土愛の醸成も期待できる。

（３）町民による住宅等の緑化の促進



①緑のカーテンの普及促進

温室効果ガスの削減や省エネ等に効果がある緑のカーテンについて、公共施設に積極的に取り入れるほか、町民へ苗等を配布し、個人住宅への普及を図ります。

<主な取組>

- ・公共施設における緑のカーテンの設置
- ・緑のカーテン（ゴーヤ等）の苗の配布



ゴーヤ苗の配布

②住宅の緑化を楽しむ環境づくり

町民が住宅の緑化を楽しむことができるよう、優れたガーデニング事例の紹介など、住宅の緑化に関する情報発信等を行います。

また、生涯学習分野と連携し、ガーデニングや庭木の生育・管理、フラワーアレンジメント等に関する講座等の開講を検討します。さらに、花や緑に関する知識や技術を持つ町民等を人材バンクに登録し、町民等が自主的に取り組む緑化等の活動に対してアドバイス等の支援をする仕組み（緑のコーディネーター制度）の創設を検討します。

<主な取組>

- ・広報紙等による住宅の緑化に関する情報発信
- ・花や緑に関する生涯学習講座の開講検討
- ・緑のコーディネーター制度の創設検討



③庭木等のマッチングサービスの検討

緑を守り、緑化を推進するため、家庭で止むを得ず処分しようとする樹木や花等を町へ登録し、これらを必要とする方に斡旋する仕組みや、地域で大切に保全したい樹木等を評価し、必要に応じて地域住民等で管理する仕組み等の創設を検討します。

<主な取組>

- ・庭木等のマッチングサービスの仕組み検討
- ・地域で保全したい樹木等を評価・管理する仕組みの検討



緑化された住宅

④地域に適した緑化方策の研究

市街地内と丘陵地で取り巻く環境が異なることから、丘陵地での野生鳥獣対策や市街地内での効果的な緑化等、地域に適した緑化方策について研究するとともに、必要に応じて町民等への情報提供を行います。

<主な取組>

- ・周辺環境別の緑化方策に関する研究・情報提供



（４）緑と水辺に関する行政と町民の意識の共有化

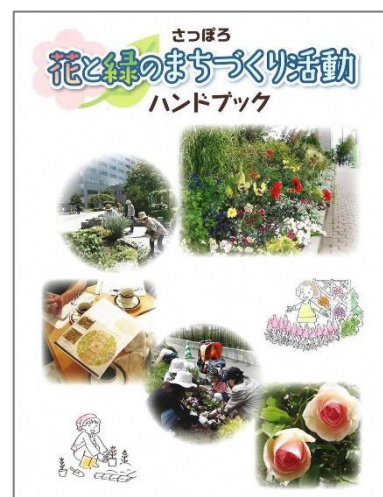


①緑や水辺に関する情報発信

町のホームページや SNS、ハンドブック等を用いて、緑や水辺の重要性や多面的機能、緑化に関する事業・制度、簡単にできる方法、優良事例等をわかりやすく発信し、町民等の緑化意識の向上を図ります。

<主な取組>

- ・町ホームページや SNS を活用した情報発信
- ・町民や事業者向けの緑化等に関するパンフレット・ハンドブック等の配布



ハンドブックの事例（札幌市）
資料：札幌市 HP

②緑に関する体験・学習の推進

町民の緑に対する意識の醸成のため、緑や花、農作業等に関する体験や学習機会の提供に努めます。特に、将来を担う子どもたちに対しては、学校や幼稚園・保育園等と連携しつつ、植物栽培の知識やノウハウを提供する人材の募集・育成等を支援し、緑や環境に関する体験・学習機会を設けるよう検討します。

<主な取組>

- ・緑や花等に関する勉強会等の開催
- ・学校や幼稚園・保育園等と連携した緑や環境に関する学習機会の確保
- ・緑に関する人材の募集・育成支援



小学生の田植え体験

③イベント等を通じた普及・啓発と意識の醸成

町民の緑に関する意識の向上と緑に接する機会を創出するため、各種イベント等において緑化手法の紹介や緑化に関する相談対応等を行うブースの出展等を行います。

また、水生生物の観察や稚魚放流等のイベントを開催し、水辺の大切さ等を啓発します。

<主な取組>

- ・各種イベント等における緑化に関するブース出展
- ・水辺におけるイベント等の開催



アマゴの放流
資料：しずおか河川ナビゲーション

④緑化活動に対する表彰等の推進

花と緑のコンクール等の表彰制度を継続的に開催するとともに、広く周知し、緑化に対する町民意識の向上を図ります。また、緑化等に関して優れた取組みを行う団体や事業者の表彰を行う制度の創設を検討します。

<主な取組>

- ・花と緑のコンクールの継続開催
- ・イベントにおける花や緑に関する表彰の検討
- ・緑化等に関して優れた取組みを行う団体や事業者に対する表彰制度の創設検討



団体が管理している花壇

（５）協働による緑や水辺の維持管理の促進



①緑化活動団体の支援

地域住民や各種団体等が行う緑や花、水辺等の美化や維持管理、森づくり等の活動を支援するとともに、花の種や苗木等の配布や専門家の派遣、活動費用の一部負担等を行う助成制度を周知し、町民等による主体的な緑化等の活動を促進します。

また、緑化活動等を行う団体の PR を行うほか、参加者募集等を支援します。

<主な取組>

- ・協働によるまちづくり推進事業補助制度の継続
- ・緑化活動に関する支援制度の周知
- ・緑化活動団体等の PR や参加者募集等の支援



②アダプト制度などによる緑や水辺の維持管理

地域や事業者、行政等の協働により道路の緑地の維持管理や河川の美化等を進めるために、アダプト制度等を活用するほか、地域が行う美化活動等を支援します。

<主な取組>

- ・リバーフレンドシップ制度やアダプトプログラム等の活用
- ・地域で実施する河川清掃等に対する支援



河川清掃

第 6 章 都市公園の整備・管理・運営の考え方

6－1 都市公園の整備の考え方

都市公園は、都市の環境保全、防災性の向上、都市景観の形成、町民のレクリエーションの場など、様々な役割を果たしています。しかし、公園が少ない地域が存在することや、開設から長い年月が経った既存の公園では公園施設の老朽化などの問題があります。

こうした状況を踏まえ、都市公園の整備の目標と方針は、次のとおりとします。

（１）整備目標

目標年度（令和 22 年度）における都市公園の整備目標は、都市計画区域内で 43 箇所（39.34ha）、市街化区域内で 34 箇所（15.25ha）とします。

また、超長期的な目標として令和 23 年度以降を想定した目標水準も設定します。

区域	現況	中間目標	計画目標	超長期目標
	平成 29 年度末	令和 12 年度末	令和 22 年度末	令和 23 年度以降
都市計画区域内	35 箇所 (29.65ha)	39 箇所 (34.95ha)	43 箇所 (39.34ha)	46 箇所 (39.64ha)
市街化区域内	26 箇所 (5.56ha)	30 箇所 (10.86ha)	34 箇所 (15.25ha)	37 箇所 (15.55ha)

（２）整備方針

①市街地内において都市公園等の「量」の充実を図る

- ・市街地内を中心に、計画的な都市公園の整備を推進します。
- ・基本的には、長泉町都市公園条例及び長泉町都市公園の設置及び管理に関する規則で定める住民一人当たりの都市公園の敷地面積基準（町全域：10 m²/人、市街地：5 m²/人）を目指し、都市公園を整備していきます。
- ・ただし、本町の市街地内ではまとまった土地の確保が難しいことから、周辺の土地利用の動向等を踏まえた効率的・効果的な整備に留意し、都市計画決定されている公園を優先的に整備します。
- ・都市公園の整備は、快適な住環境の確保が求められる居住誘導区域^{注1}内を中心に行うとともに、その中でも都市公園の少ない地域への整備を進め、居住誘導区域内における都市公園の誘致圏空白地域の減少を図ります。

②各都市公園の機能を整理し、配置バランスの適正化を進める

- ・都市公園等が密集する地域においては、複数の公園・広場等で機能分担し、各公園で特色ある整備を進めます。
- ・都市公園の誘致圏が重なる部分と空白地域が混在することから、配置のバランスが取れるよう工夫します。
- ・それぞれの都市公園の特徴を踏まえて、都市公園の種別の見直しを行います。

③既存ストックを効果的に活用する

- ・都市公園の新規整備が難しい地区では、当面は、既存公園の充実、都市公園以外の緑地・空地等の公園的利用等によって、個別に対応を図ります。
- ・その他公園については、1,000 m²程度の面積を有する公園を街区公園と同様の機能を持つものと考え、都市公園に準ずるものとして効果的に活用します。

④都市公園の「質」の向上を図る

- ・公園施設が老朽化している都市公園やあまり利用されていない都市公園は、機能の見直し、改善等を図ります。

注1 都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。

（３）公園種別ごとの整備方針

住区基幹公園

①街区公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	0.25ha

- ・町民にとって身近な公園として、居住誘導区域内には誘致距離 250m を目途に配置を検討します。不足している地域（空白地域）には新設、あるいは既存の公共施設緑地や民間施設緑地からの移行を検討します。街区公園の配置が困難な場合は、市民緑地などのその他の施設緑地での補完を検討します。
- ・供用開始後 20 年以上経過している公園は、地域の実情を踏まえて必要とされる機能の充実に向けて順次再整備等を検討します。なお、既存公園の再整備にあたっては、地域に親しまれ、地域が主体となった管理につながるよう、地域住民によるワークショップなどの手法を活用します。
- ・誰もが使いやすい公園となるよう、ユニバーサルデザインを導入します。
- ・周辺地域の状況や関連計画等を勘案しつつ、街区公園の防災性や防犯性の向上を図ります。

街区公園の整備計画		
中間年次（R12 年度）まで	目標年次（R22 年度）まで	超長期目標（R23 年度以降）
●本宿にここ公園 ●中土狩日吉神社公園(仮称) ●<u>竹原・本宿地区周辺</u> <u>（１ヶ所程度）</u>	●竹原・本宿地区周辺（<u>１ヶ所程度</u>） ●中土狩地区周辺（１ヶ所程度） ●下長窪・納米里地区周辺 （１ヶ所程度）	●竹原・本宿地区周辺 （１ヶ所程度） ●下長窪・納米里地区周辺 （２ヶ所程度）

<街区公園の面積の考え方>

都市公園が不足している本町の市街地内は、都市的土地利用が進行しており、最も身近な公園である街区公園（標準面積：2,500 m²）であっても、その整備に適した用地を確保することは困難であることから、街区公園の面積の考え方を以下のように整理します。

- ①原則として、標準面積である 2,500 m² の確保を目指します。
- ②標準面積を満たす用地の確保が困難な場合は、周辺の都市公園や公共施設緑地（学校のグラウンド、都市公園以外の公園・広場等）の整備状況（整備予定を含む）や緊急性等を考慮し、その地域に必要な機能を互いに補完できると考えられる場合は 1,000 m²*程度の面積であっても街区公園として整備するものとします。

※「阪神・淡路大震災調査特別委員会報告／日本学術会議（1997 年）」によると、面積 1,000 m²以上の広場であれば延焼防止機能を果たすとされている。

※静岡市やさいたま市、札幌市など、街区公園の最低規模を 1,000 m²としている事例がある。

②近隣公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園	2ha

- ・都市計画決定されている公園（鮎壺公園）は、計画的に整備を進めます。
- ・御嶽堂公園は、市街地南部で貴重なまとまった緑を有する公園であることから、町のシンボルとして公園機能の充実を図るとともに、面積を拡大し、近隣公園化することを検討します。
- ・居住誘導区域における街区公園と近隣公園の機能分担や配置バランスの適正化等に留意しつつ、まとまった規模の土地が確保できる場合に、新たな近隣公園の整備を検討します。
- ・地域の核となる公園として「広場機能」や遊具等による「レクリエーション機能」、樹木や植栽等による「緑化機能」を有するよう、整備を行います。
- ・近隣公園の整備にあたっては、公園の魅力や利用者の利便性の向上、効率的な維持管理のため、民間活力の導入を検討します。
- ・都市緑地法に基づくみどり法人制度^{注1}について、活用の可能性を検討し、民間活力を活用した緑の確保を推進します。

近隣公園の整備計画		
中間年次（R12年度）まで	目標年次（R22年度）まで	超長期目標（R23年度以降）
・鮎壺公園	・御嶽堂公園 ・下土狩公園（仮称）	—

③地区公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園	4ha

- ・市街地内でまとまった土地の確保が難しく、地区公園（標準面積：4ha）を整備することは現実的に困難なため、近隣公園や街区公園、総合公園等で地区公園の機能を補完することとします。

注1 民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進するため、NPO法人やまちづくり会社などの団体を町が認定する制度。緑地保全・緑化推進法人制度。

都市基幹公園

④総合公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	総合公園	都市住民全般の休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10～50ha

- ・町民の休息や散歩、遊戯、運動等、様々な機能を有する長泉町健康公園を総合公園として位置づけ、活用します。
- ・総合公園は、利用者や町民のニーズに応えることができるよう、適切な修繕や改善等を図っていきます。

⑤運動公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	都市規模に応じ 15～75ha

- ・町内に、竹原グラウンドや長泉町健康公園等の運動施設が整備されているほか、周辺市町に県営の愛鷹運動公園等が整備されていることから、新たな運動公園は配置しません。

特殊公園

⑥風致公園

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	風致公園 (特殊公園)	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺等の自然条件に応じ適切に配置する	—

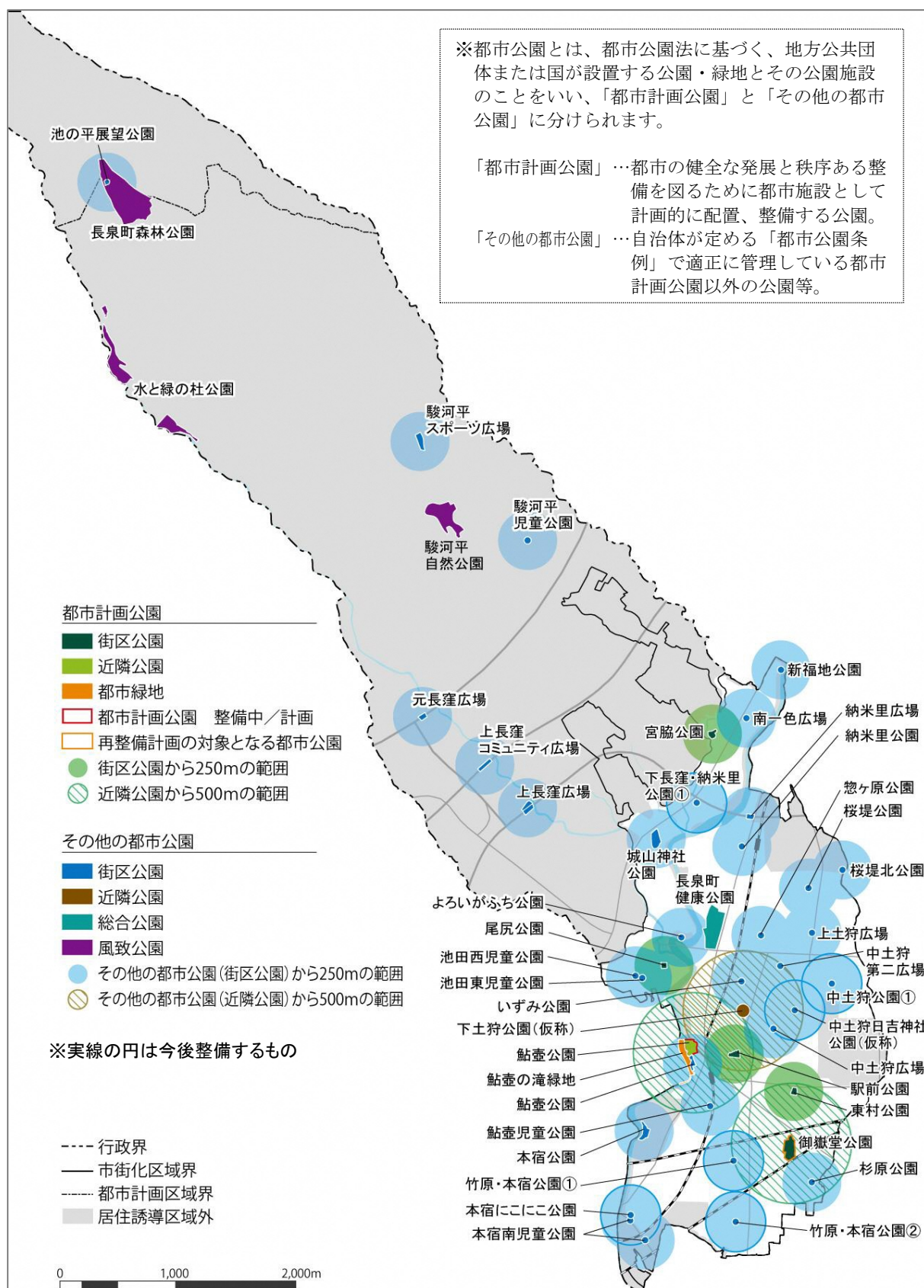
- ・長泉町森林公園と駿河平自然公園、水と緑の杜公園は、自然豊かな愛鷹山麓に整備された公園であり、樹林地が大部分を占めることから、風致公園に位置づけ、町民や来訪者等のレクリエーションや休息、自然とのふれあい等に活用します。
- ・長泉町森林公園と駿河平自然公園、水と緑の杜公園は、水源涵養や生物多様性の確保等の観点からも豊かな自然環境を保全していきます。

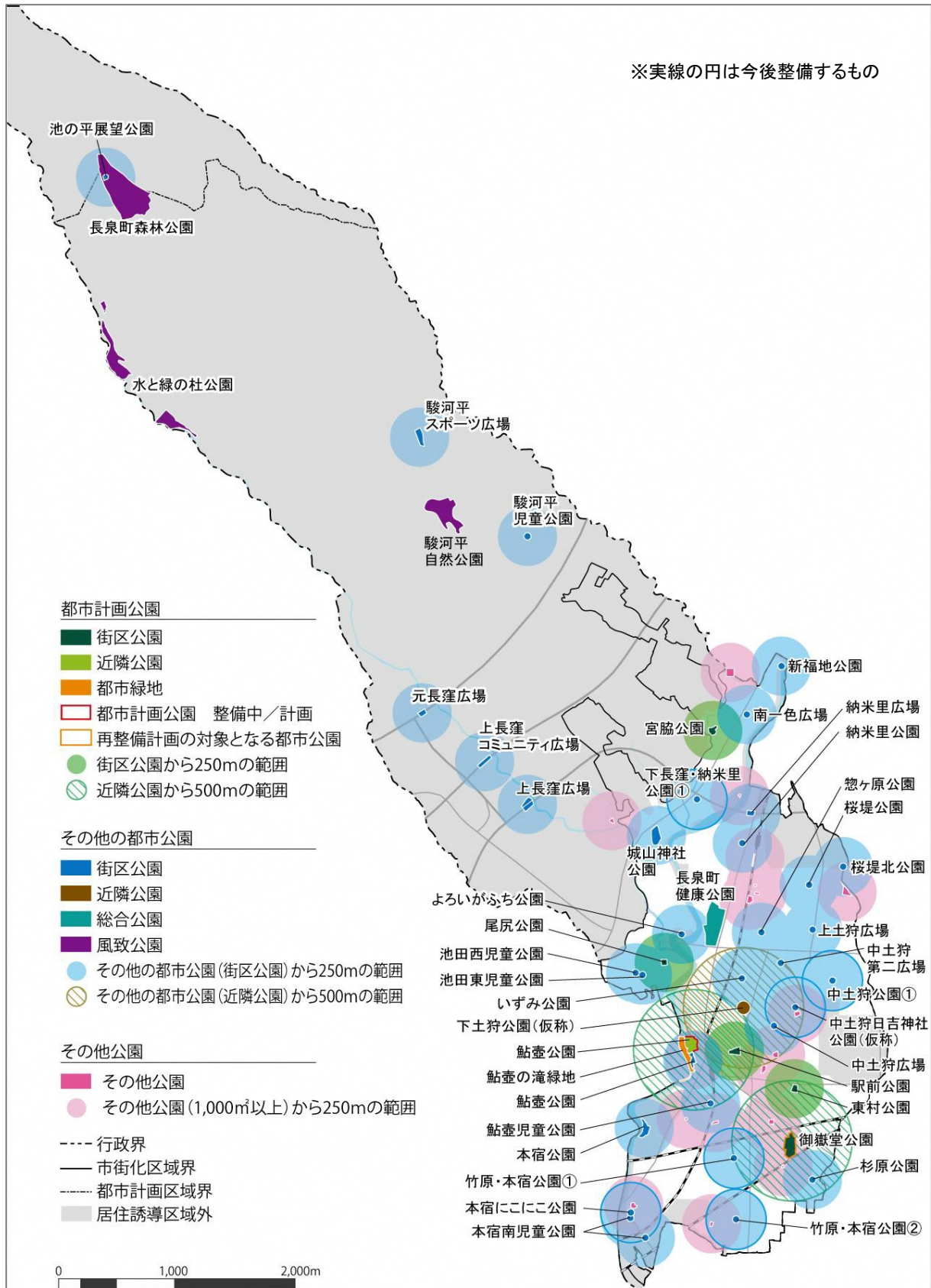
緑地・緑道等

⑦都市緑地

国が定める 内容・面積 等	種別	内容	標準面積
	都市緑地	主として、都市の自然環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地 ※但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）	0.1ha

- ・鮎壺の滝緑地は、鮎壺の滝を中心とした特徴的な地形や景観、豊かな緑を有する市街地内の貴重な緑地として沼津市と連携し、整備や改善を進めるほか、地域住民の憩いや観光交流等への活用を進めます。





都市公園等（その他公園を含む）の整備方針図〔目標年次〕

6－2 都市公園の管理・運営方針

都市公園を整備する一方で、効率的な維持管理を徹底し、財政負担を軽減しつつ、都市公園の魅力や安全性、利便性等を向上させるため、管理・運営方針は次のとおりとします。

（１）管理・運営方針（共通事項）

- ・ 定期的な点検の実施などによる施設の保全や更新を実施し、安全・安心に利用できる環境を維持します。
- ・ 公園施設の管理は、国が示す公園施設の長寿命化や安全点検、維持修繕等の指針や基準等に沿って行うことを基本とします。
- ・ 安全・安心に利用できる公園づくりのため、適切な樹木の剪定等、防犯面も考慮した見通しの確保を図ります。また、必要に応じて、防犯カメラの設置等も検討します。
- ・ エコロジカルネットワーク^{注1}の視点を踏まえ、生物の生育や生息に配慮した植栽などを適切に維持管理します。
- ・ 事業者や行政等が連携し、公園利用者等が公園内の美化清掃や草刈り、花の植え替え等を行う機会を設ける等、利用者が自ら公園等をより良くしていく意識の向上に努めます。
- ・ 公園管理情報の適正化と有効活用のため、都市公園台帳の電子化を推進します。

注1 生物の生息・生育空間（森林、農地、都市内の緑地、河川など）を相互に連結することによって、生態系の維持・保全を図り、生物の多様性を図ろうとする構想やその実践活動。

（２）公園種別ごとの管理・運営方針

①街区公園等の規模が小さな公園

- ・アダプトプログラム^{注1}等を活用し、地域住民や各種団体、ボランティア等との協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。
- ・各公園の周囲の状況や公園の特性、地域住民の意向等を踏まえ、公園ごとの利用ルール作りを検討します。

②近隣公園等の市街地内の規模が大きな公園　【鮎壺公園など】

- ・アダプトプログラム等を活用し、地域住民や事業者等との協働による都市公園の美化や維持管理に取り組みます。
- ・地域住民や町民団体、事業者、行政等、多様な主体が参画し、都市公園の活性化に資する活動を行う協議会の設置等を検討します。
- ・町民や地域住民、各種団体等と連携し、イベントの開催等やコミュニティ活動の実施等を通じて公園の利用を促進するとともに、公園使用料等を維持管理に充当するような仕組みについて検討します。
- ・指定管理者制度や Park-PFI、設置・管理許可制度など、民間のノウハウを活用した効果的・効率的な都市公園の管理・運営手法の導入について検討します。
- ・鮎壺公園は、隣接する鮎壺の滝緑地と一体的に維持管理していきます。鮎壺の滝緑地は、伊豆半島ユネスコ世界ジオパークとしての知名度を活かし、癒しや散策、観光交流の場として活用します。

③風致公園等の郊外の規模が大きな公園　【水と緑の杜公園、駿河平自然公園など】

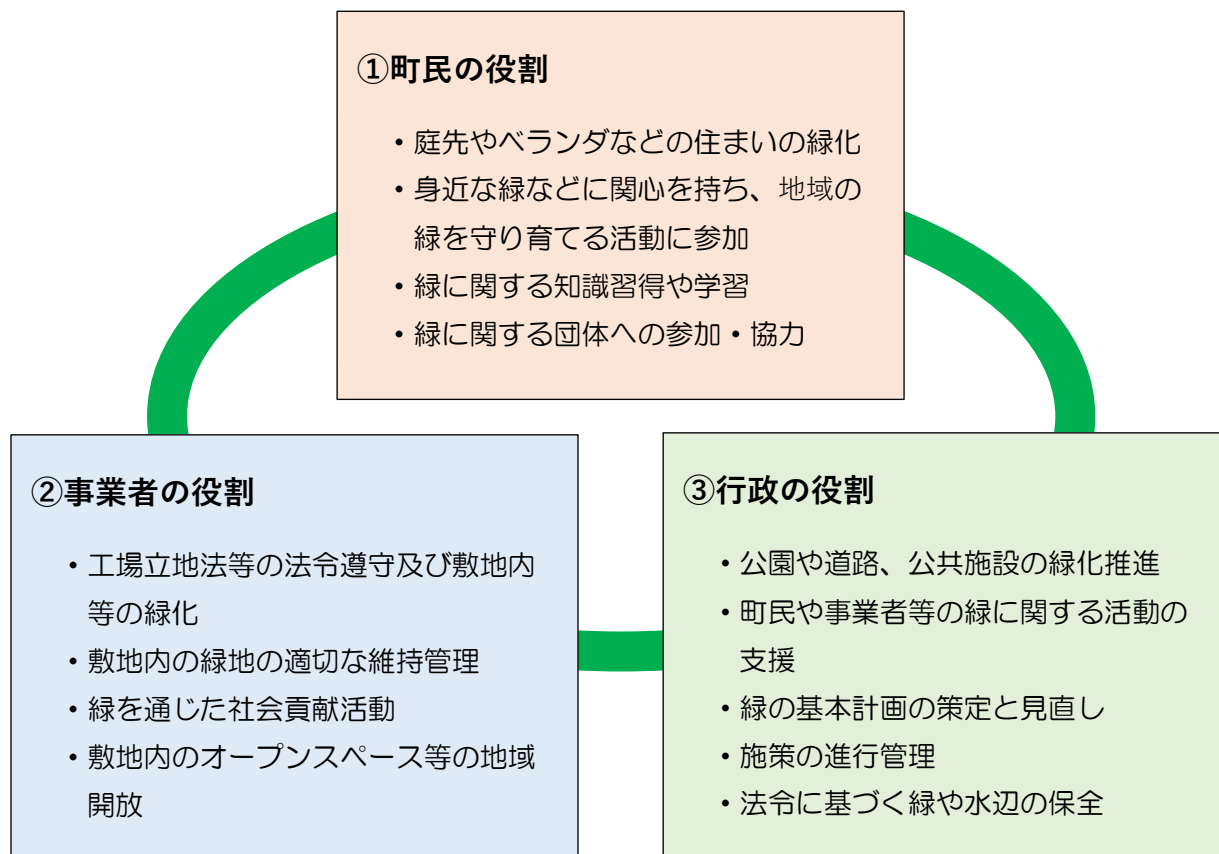
- ・水と緑の杜公園、駿河平自然公園、長泉町森林公園は、自然とふれあえる場として適切に維持管理するとともに、観光交流に活用します。
- ・維持管理にあたっては、町民だけでなく町外を含めた広域からの個人・団体・事業者等の協力を募るサポーター制度の導入等を検討します。

注1 公園などの公共施設において、行政等が物品の支給等の支援を行い、美化清掃や草刈り等の維持管理を地域住民等にご協力いただく制度。

第7章 計画の推進に向けて

（１）計画の推進体制

本計画の目指す緑の将来像の実現に向けて、町民や団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体の参加と協働によって計画を推進していくことが求められます。



（２）緑の施策に関する財源の確保

①ふるさと納税を活用した財源確保

ふるさと納税の使い道に、緑化に関する取組みを選択肢として継続的に設け、ふるさと納税による寄付金を活用して緑に関する財源を確保します。

②都市計画税・森林環境税の活用

都市計画税を活用し、都市公園の整備や道路の緑化等に係る財源を確保します。

また、森林環境税を活用して森林整備等に係る財源を確保するとともに、基金を適切に管理・運用します。

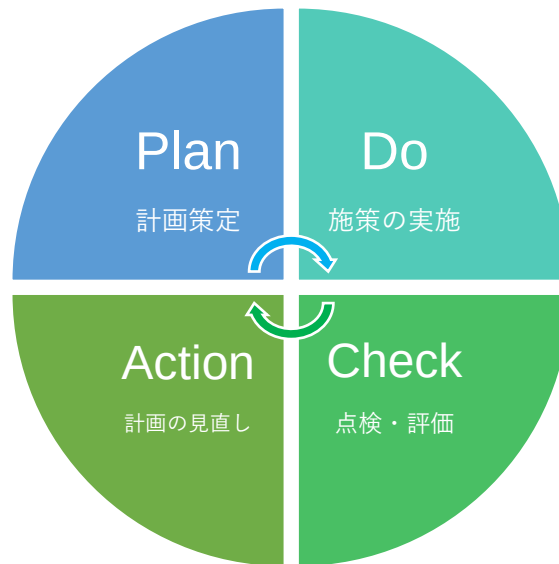
③緑の維持管理費の確保方策の検討

緑の維持管理費を確保するため、企業名入りの街路樹や花壇、ハンギングバスケットの設置など、緑のスポンサー制度の導入を検討します。

また、都市公園等では、便益施設（飲食店等）の設置やイベント等における公園使用料等の収入を公園・緑地の維持管理に充当することを検討します。

（３）計画の進行管理

本計画を着実に実現していくために、PDCA サイクルにより計画の施策体系に沿った進行管理を行い、概ね５年ごとに事業効果を評価するとともに、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じた計画の見直しを実施します。また、PDCA サイクルに SDGs の視点を取り入れることにより、SDGs の推進を図っていきます。



P : 計画立案 (Plan)	町民や公園利用者を対象としたアンケート、パブリック・コメント、町民が参画する策定委員会等を通じて、町民や事業者の意向を反映しながら、本計画を策定しました。
D : 実行 (Do)	町民、事業者、行政等の協働により、本計画の施策を推進していきます。
C : 点検・評価 (Check)	概ね５年ごとに、各担当課との連携し、町民アンケートの結果や施策の実施状況を把握し、計画の推進状況の点検・評価を行います。
A : 改善・見直し (Action)	計画の点検・評価を踏まえ、施策や事業を見直します。

（４）町民等との協働による緑のまちづくりの推進

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、町民や各種団体、事業者といった様々な主体が協働し、緑に関する課題を解決していくことが求められます。

本町では、これまでアダプト制度等を活用した公園や河川の美化、公園や花壇等の維持管理、住宅敷地内の緑化、学校や幼稚園・保育園等における植物の栽培等の取組みが行われてきましたが、町民や公園緑地の利用者、各種団体、事業者等との協働による緑のまちづくりをより一層推進していきます。

そこで、本町では、緑のまちづくりを推進するための方策として、町民の緑に関する意識の醸成等を目的に、町民や児童・生徒による緑に関する取組み成果の発表、各種情報の共有、行政による計画の進捗状況の報告等を行う機会の創出を検討します。

■町民の緑に関する意識醸成等を行う方策イメージ

